

和泉国大鳥郡豊田村の村落構造と上神谷地域

—「福德寺座中記録」と「中村結鎮御頭次第」を素材に—

はじめに

長谷川
裕子

和泉国大鳥郡上神谷地域とは、現在の大坂府堺市の中東部に位置する石津川上流域の谷一帯を指す呼称である。中世においては、この谷全体が若松荘の荘域となっていたが、近世になると、このなかから上条九ヶ村といわれる豊田村・梅村・片蔵村・釜室村・富蔵村・田中村・逆瀬川村・畠村・鉢峯寺村と、下条四ヶ村といわれる太平寺村・大庭寺村・小代村・和田村の計一三ヶ村が分出し、それが年貢を請け負う主体として把握されるに至る。このような村落は、吉田ゆり子氏によれば、文禄三年（一五九四）の太閤検地によって支配単位として設定された「村」であり、それは「内部に成長を遂げつつあつた垣内集落のまとまりを上から認定する形で設定され、その後、実質的な共同性の發揮できる単位に整理されながら、一七世紀前期には地域社会にとつても生産と生活の単位として確定されるようになつていつた」ものであつたという（1）。

どが現存するためである。特に中世史研究においては、「御頭次第」を中心に、南北朝期以来の荘園内部構造および身分（階級）構造が、荘鎮守における宮座のあり方と絡めて追究されている（4）。

一方近世史研究では、「小谷家文書」を素材に、近世村落における経営形態や太閤検地による小經營の自立状況などが追究されてきた。またそのなかで、戦後歴史学のなかで常に注目された中間層としての地侍層の存在を、近世村落との関係で位置づけようとす る研究が行われてきたといえる。例えば、鷺見等曜氏は、安良城盛昭氏の太閤検地封建革命説（5）に対して、太閤検地＝当該期の農民動向の追認という立場から、豊田村の農民經營の実態を「惣領的小共同体」に依拠した經營と捉え、太閤検地を「惣領的小共同体」經營を反映した政策であつたと位置づけた（6）。

また、脇田修氏は、近世初期の畿内近国で一般化していた直系親系家族・下人家族の存在が確認できるとし、その意味で小農民経営とともに農奴主的地主経営をも残す村落構造になっていたと指摘している(7)。脇田氏は、こうした村落構造は、生産状況・立地条件に大きく左右された結果と述べるが、朝尾直弘氏は、近世初期における農奴主的地主経営を、「小領主的な保護（自然との闘争、人為との闘争における）を受けようとした」結果と理解している(8)。なお朝尾氏は、それと同時に「小谷家文書」を伝来する小谷家を戦国期以来の「在地小領主」と捉え、その近世的な展開を上級領主と在地村落・百姓層との間の矛盾から見通し、近世以降の小谷氏の存在を、「大庄屋」と小農共同体との相剋による特權身分の解体と小農の自立過程という歴史的動向のなかに位置づけている(9)。

それは、上神谷地域は古くから中世史・近世史研究のなかで注目されてきた地域でもあつた。それは、南北朝期以降明治期まで書き継がれた莊鎮守桜井神社祭礼頭役の記録である「中村結鎮御頭次第」(2)（以下、「御頭次第」と略す）と、上神谷のうちの豊田村に戦国期以降居住していた土豪である小谷家家伝文書「小谷家文書」(3)な

によって小谷家の存在形態に対する再検討が行われ、小谷家は中世末期から急速に成長してきた地侍で、近世では「山代官」はあるが「触頭」「大庄屋」といった広域支配に関わる役職には就いていなかつたとし、小谷家が在地小領主であり大庄屋であったとする朝尾氏の見解を否定した⁽¹⁰⁾。その上で吉田氏は、小谷家が地域における優位性や山代官という地位を梃子に、経済的・社会的な地位を上昇させ、それにより上神谷地域秩序を変質させたと位置づけている。吉田氏の研究により、これまで曖昧に捉えられてきた各村と上神谷というまとまりとの関係や、そこにおける小谷家の位置が明確化されてきたといえる。特に、吉田氏によつて、支配単位としての村が一般化した近世以降も、それを統合する上神谷というまとまりが維持されていたことが、具体的に示されたことは大きい。先にも述べたように、上神谷地域は支配単位としては、中世では谷全体、近世では村ごとに変化していく。だが、一方で近世においても上神谷というまとまりが完全に機能しなくなつたわけではなかつた。

これまでの研究では、中世前期にみられる、「惣莊」と「惣村」による重層的構造が、中世後期における「惣村」の自立化を通じて解体され、「惣莊」のまとまりがみられなくなる、と捉えられてきた。だが、実際には上神谷地域では、近世以降「村」が確立した後も、「上神谷」というまとまりは解体されず存続していく。そのことは、実際に近世においても、上条九ヶ村では「氏神」として別宮八幡宮（現桜井神社）を、また下条四ヶ村では高山天神宮（現多治速比売神社）を、それぞれ共同で管理・運営していたこと、また吉田氏によつて上神谷一三ヶ村が「惣領山」を維持し、その「山年貢」を一括して納入する単位として把握されていたことが明らかにされたことに示されている。

だが、ではなぜ上神谷というまとまりが近世以降も継承されるのか、また上神谷というまとまりが中世以来ありながらも、それが村として設定されずに、その内部の垣内集落を村と認定したのか、そ

もそもこうした垣内集落はどのように形成されてくるのか、といった点についてはまだまだ不明なところが多いのが現状である。これらの問題は、この地域における中世末～近世初頭の史料の残存状況に規定され、解明することは非常に困難である。

そこで本稿では、これらの問題を解明するための第一段階の基礎作業として、上神谷のなかの一村落である豊田村の構造について、村落内部の身分構成という視角から追究することを、まず第一の目的としたい。そこでは、「福德寺座中記録」⁽¹¹⁾という、豊田村の村堂の座入記録を主に分析する。その上で、上神谷というまとまりが維持される理由を、生業・用益との関係で考察する。以上二点を、本稿の課題として設定したい。

一 上神谷地域と各村の景観

豊田村の村落構造の分析に入る前に、まず上神谷地域およびそのなかの各村落の景観や地域的特質について確認しておきたい。

1 上神谷の地域的特質

先にも述べたように、上神谷は石津川流域の谷間に点在する一三ヶ村から構成されている。上神谷のなかでも上流にあたる上条九ヶ村は山々の裾野に立地する一方、下流域の下条四ヶ村は、上条九ヶ村に比べて比較的平地に開けた地域に点在している（地図1参照）。この地域は、和泉国に特徴的である乾燥地帯で、夏場の水不足が深刻な地域である。そのため、上神谷の山々には多くの溜池が築かれている。これらの溜池は、各村で所持しているものと、数ヶ村が立合で利用するものがあるが、こうした立合の溜池は石津川の下流域の村々に比較的多く存在するという特徴を持つている。

また、各村は自村内に山を所持していた。寛永二二年（一六四四）七月の「御国奉行衆上神谷・和田谷目録控」（「小」二四四四、以

下、「上神谷・和田谷目録」と略す)には、各村の村高および小物成・家数などとともに、各村が所持する山の広さが記載されている。

但し、下条四ヶ村に関しては、各村ごとではなく下条四ヶ村で一括されており、その持山も四ヶ村全体でも上条九ヶ村の一ヶ村程度の広さしかない。下条四ヶ村が平地に立地している様子がうかがえよう。その他に、上神谷全体の「惣山」が畠村の「おく山(奥山)」・片蔵村の「まきつか(巻塚山)」・下条の「ふせノ瓦・一ノ坂」の三ヶ所に存在する。

だが、これらの惣山は、「下条・豊田・とか村・片蔵・田中・かまむろ・とミ蔵・はた・さがせ川九ヶ村立合」とされている。つまり、惣山とは下条四ヶ村と豊田村以下八ヶ村の計一二ヶ村の立合山であり、そこには鉢峯寺村は含まれていないのである。実際に、吉田氏の研究によれば、惣山の山年貢負担は上神谷各村の村高に比例し課されているが、鉢峯寺村は負担していないといふ(「小」二四二)。その理由は、おそらく鉢峯寺村が鉢峯寺、すなわち法道寺(古くは長福寺)の門前に形成された集落であつたことに由来するのではないか。つまり、すでに弘仁五年(八一四)には存在が知られる鉢峯寺は、上神谷に若松荘が設定される以前から、寺周辺の山々をいわば「寺山」として押さえ、上神谷の各集落による惣山利用とは違う用益を行つていたと考えられるからである。

鉢峯寺村は、近世以降、上神谷一三ヶ村、上条九ヶ村のうちに数えられるが、中世においては、上神谷上条の惣鎮守であつた別宮八幡宮も、「元上神谷上郷八ヶ村之氏神」と称され、その八ヶ村は豊田・片蔵・釜室・畠村・富蔵・逆瀬川・田中・梅の諸村であつたとされている(元禄九年(一六九六)七月「渡辺主殿領分寺社改帳」、「堺」三九一五(「小」二六九一)、以下「寺社改帳」と略す)。つまり、鉢峯寺村は上神谷上郷のうちから除かれており、別宮八幡宮の宮座にも鉢峯寺村の村人は参加していない。これらの点から、鉢峯寺村は、他の上神谷の村々とは異なる独自の領域を形成しており、

それが上神谷の村々と惣山を共有しなかつた理由であったと想定できよう。

それでは、中世においては若松荘として領域を形成していた上神谷のなかから、どのようにして近世につながる集落が形成されてきたのだろうか。近世における支配単位として上神谷一三ヶ村の定着が確実にみられるようになるのは寛永末年である(「小」一二一六)。それ以前は、慶長一〇年(一六〇五)の和泉国絵図では畠村と逆瀬川村と引野村が一括して記載されたり(ただし、同年の「泉州大鳥郡上神谷村々田畠數帳」(「小」一四二四)や「泉州にわ谷村々」(「小」二九一五)では、これら三ヶ村が「畠村」と表記されている)、また鷺見氏の研究によれば、文禄三年(一五九四)の太閤検地では片蔵村と釜室村が一つの村として検地を受けていたりする。

こうした状況を、吉田氏は「文禄三年太閤検地によって支配単位の「村」として創出された上神谷一三ヶ村は谷の垣内集落を基礎とするものであつた。しかし人々の生産と生活を保障するために自生的に生まれた共同体である垣内集落と、支配単位としての「村」には齟齬があつた。この齟齬が一七世紀前期を通して解消されていく過程が、村の分立として現れた」と捉えている。つまり、太閤検地によって設定され、その後慶長期に継承されていく支配単位としての「村」は、当該期の現地の状況を反映したものではなかつたといふことである。

実際に、文禄三年太閤検地の枠組みを基本的に踏襲したと考えられる慶長一〇年の段階で、畠村が逆瀬川・引野村を、また片蔵村が釜室村を含んで呼ばれていた一方で、その前年の慶長九年の「上神谷家数之帳」(「小」一一〇八)では、畠村と逆瀬川村は「はた・さかせ」と一括されつつも、各記載は「さかせ」と「はた」に分けて書かれており、また片蔵村と釜室村も別個に記述されていることになれば、この段階すでに権力による村設定は当該期の状況に即していなかつたことがうかがえよう。

されでは、太閤検地以前の在地状況とは、一体どのようなものであつたのだろうか。しかし、そのことを具体的に示す史料は残念ながら十分に現存していない。そこで、南北朝以来の記述を有す「御頭次第」から、できる限りの情報を引き出してみたい。「御頭次第」には、別宮八幡宮の頭役を務める者の居住地が記載されているが、吉田氏も整理しているように、「ここには正平年間以降文明二年（一四七〇）までの間に、「畠」「サカセ河」「トヨタ」「富蔵」「カマムロ」「トカ」「片藏」という、近世につながる村名がすでにみえている。だが一方で、近世以降村名として継承されない集落名も記載されている。これらの地名は、近世村につながる村名と特に書き分けられているわけではなく、それと同レベルの集落名として記載されているようで、そのうちのいくつかの地名は、これら近世村のなかの小字として、その所在が判明するものもある。つまり、「御頭次第」は、法的・政治的な村を地域名として付しているのではなく、基本的には居住域としての集落名を冠していくといえる。この史料の性格をふまえれば、上神谷という地域内で使われていた地名を、頭役者の居住地をより詳細に記載するために用いたという状況は容易に想定できよう。だが、それと法的・政治的主体としての村落とはズレがあることはいうまでもない(12)。

こうした小集落とは、元来、開発との関連で生業に必要な用益が確保しやすい場所に形成されたと考えられる(13)。そのように考えると、稻作が主要な生業である上神谷地域では用水が各村の立地条件を規定していたと捉えられよう。実際に、上神谷の状況を現地や地図で確認すると、集落は山間部に造成された溜池を受ける形で、その山の裾野にまとまって作られていることが多い。具体的には後に考察していくが、こうした小集落が「中村」という一つの村としてまとまっていたのが、中世におけるこの地域に状況であつた。

上神谷に設定された若松荘は、南北朝初期に「若松庄上条」と「若松莊下条」に分割され、そのうちの上条を中心に「中村」が形成さ

れていた。「御頭次第」は正平六年（一三五二）からの記事が現存しているが、それはまさに南北朝内乱の最中であった。「御頭次第」の冒頭に「年来旧帳者依錯乱引失之事」とあることから、「中村」として別宮八幡宮の祭祀を行うようになったのはそれ以前であつたことがわかるが、そうすると「中村」の形成時期は一二世紀末（一三世紀初）ということになり、それはいわゆる惣村の成立時期に符合する。中世にあつては、まずこの「中村」が上神谷上条の法的・政治的主体としての共同体として機能していたのではないだろうか。

実際に、応永一〇年（一四〇三）には「若松庄中村結衆中」として、高藏寺から耕地二段百歩を購入し、その契約の正文を別宮八幡宮の宝倉に預け置いている（中村結鎮御頭次第紙背文書』、『堺』四三一二）。ここに、中村としての共有財産を確保する動向をみると、ことができるとともに、他村・他領の人々にとつても中村が交渉相手となりうる法的・政治的主体として認識されていたことが示されているよう。さらに、中村に属する人々は、別宮八幡宮の宮座を通じてその村の掟にも規定されることになる。例えば、「御頭次第」応永四年（一三九七）頃の紙背文書には、

座中定置条々
一、主親之蒙勘氣、又親恨ヲモ成、逐電輩者、免許アリテ後、望
者帰座不可有子細、
一、幼少ヨリ親離、他国シ、成人之後立帰テ、座ヲ望者、能糺而
不可有子細、
一、大犯殺人、盜入輩者、努々座交不可叶、
所定置如件、

とある。これは座中掟ではあるが、ここにみえる各条文は、いわば中世後期の自律的村落が定めた村掟に通じるものがある。つまり、村を逐電したもの、あるいは犯罪者に対する共同体からの排除を定めているのである。こうした事態は、中世後期の村に特徴的にみられる性格であり、それを「中村」として定めていることからすれば、

南北朝以降の共同体として中村の存在を想定できよう。ここでは、中村が、開発とともに各所に形成された小集落を含み混むかたちで形成され、中世を通じて機能していたと考えておきたい。

下条四ヶ村でも、惣鎮守高山天神社を中心にして、恒例の神事を一月に修めていたが、上条八ヶ村と同様に、その宮座入りの記録が永正一五年（一五二八）から「神名帳」に記載されていたという（「寺社改帳」）。この記録が現存するかは確認できないため、残念ながら詳しいことは不明であるが、下条四ヶ村でも別宮八幡宮の祭祀のような祭礼を戦国期以来行っていたことを知りうるとともに、下条四ヶ村というまとまりが意味のある集団として存在していたことをうかがうことができよう。そのため、そのなかに小集落が形成され、太閤検地でもその集落名が記載されているにもかかわらず（「小」一六八七）、近世になつてもこの四ヶ村が「下条」として括られたのかも知れない（「上神谷・和田谷目録」）。そのように考えると、中世において「上条」「下条」あるいは上神谷という地域単位がありながら、太閤検地などではまた異なる支配単位を設定するのにはなぜか、つまり太閤検地ではなにを基準に支配単位としての「村」を設定したか、という点が問題になるだろう。

上野国棒澤郡三波川村の場合、戦国期では「北谷」と呼ばれた地域が、近世では三波川村として村切りされるが、その内部には一五ヶ村の小集落が、基本的に景観的にも生産・生活的にも独立的に存在し、各小村ごとに鎮守・村寺を有していた⁽¹⁴⁾。こうしたあり方は、小村が村として設定された上神谷とは全く逆の事態である。三波川村の場合は、他村との山をめぐる関係を維持するために、山の管理・維持主体としての三波川村とのまとまりが最優先され、それが支配単位として設定されたと推測されている。

この三波川村の事例と比較すると、どの地域単位を法的・政治的組織として設定するかは、各地域によって異なつていてることがわかる。それはおそらく、その地域ごとの政治的事情、すなわちどのま

とまりを主要な団体として設定するか、という事情によるところが大きいと考えらよう。三波川村は、典型的な山村であつたことから、山利用を中心とした結集を優先したものと考えられる。また、同時に三波川村の各小村は、それぞれ狭小な耕地しか持たなかつたため、小村ごとで再生産を完結することが困難な状況があつたのかも知れない。いずれにせよ、小村を独立させなかつた三波川村と、小村を村として独立させた上神谷の村設定の際の状況を、生業や経営の側面からも追究していかなければならないだろう。

そして、そのように太閤検地によつて設定された「村」は、実際の生活・生産単位としての「村」である場合もあれば、生業を一にする小共同体の連合として現れる場合もあつたということである。なぜ、そのように設定されたかについては、その地域ごとに個別に分析していくしか方法はない。ここで上神谷の状況について具体的に明らかにすることは困難であるが、それを考へるための基礎作業として、次に豊田村を事例に、その景観・立地状況について、簡単にみておきたい。

2 豊田村の景観

豊田村は、平坦な下条四ヶ村から山間の上条九ヶ村へのちょうど入口に位置している。北は、大庭寺村・小代村と境を接し、豊田村までは比較的広い耕地を確保しているが、その少し谷奥に入ると谷幅は狭くなる。つまりこの地は、上条へ続く谷の入口であつて、防御的な面からみれば、いわば「虎口」であつたといえる。上神谷は和泉国と紀伊、大和を結ぶ地理的な要所であつたため、南北朝内乱の際ににはこの地もたびたび戦場となつていた。そのため、村内には中世以来の城を有していた。

「五畿内誌・泉州志」「鼎城」として二つの城が記載されている（『五畿内誌・泉州志』第一巻）。その二つの城とは、「梅城」「豊田城」「小谷城」である（地図1）。このうち、「梅城」は「東山城」、

「豊田城」は「西山城」とも称され、文化九年（一八一二）八月二七日「豊田氏江掛ヶ合之節持參之控〔由緒〕」⁽¹⁵⁾によれば、「東山城」は建久七年（一一九六）に上神左近將監頼晴によつて、また「西山城」は嘉曆三年（一三八九）に仁和右京亮常儀によつて築城されたと伝えられている。財團法人小谷城郷土館の学芸員森村紀代氏のお話によると、この地域では梅城が一番古く、「小谷城」は一世纪初め上神氏四代目が東山城＝梅城から移つて築城されたと伝承されている⁽¹⁶⁾。その他、三浦氏の研究によれば、豊田村と片蔵村との間には「森貞正古城」と呼ばれる城があつたことも、元禄九年（一六九六）「和泉国分間絵図」に記載されている。このように豊田村および梅村は、上神谷全体にとつて戦略的に重要な拠点であったといえよう。

ちなみに、鶴見氏の研究によれば、梅村は年貢納入を豊田村を通じて行つていたという。実際に、文禄三年（一五九四）検地帳では、豊田村の検地帳のなかに、梅村の耕地も記載されている（「小」一六八五）。しかも、その耕地を、梅村の人が名請している場合もあるが、豊田村の人も多く名請している。梅村は、村の位置としては豊田村から少し谷奥に入ったところではあるが、そこは上神谷の奥の村々に比べると、少し開けた平地となつており、その平地はまつすぐ豊田村につながつている。また、先にも述べたように、この地には梅城が築かれており、対岸の豊田村の台地上に築かれた豊田城・小谷城とともに、防禦の要の地域として中世以来の一体性を有していた。そうした立地条件からか、豊田村と梅村との耕地が入組んでいたことが推測され、それが文禄検地で一つの地域として括された理由かも知れない。

文禄三年の検地帳だけをみると、梅村は豊田村内の他の小字地名と同レベルで書かれているように受け取れるが、慶長九年（一六〇四）の「上神谷家数之帳」（「小」一一〇八）では、豊田村とは別立てで梅村の名請人と持高が記載されているし、また慶長十三年（一

六〇八）には年貢納入法に関する豊田村の小谷家と相論になつた時、梅村惣中と思われる人々が起請文を作成している（「小」二九一七）ことからすれば、やはり文禄期の段階で梅村は、豊田村からある程度独立的なまとまりになつていただとみてよいだろう。

だが、慶長一三年の相論は、これ以前慶長六年（一六〇一）にも発生していることからすれば、梅村には豊田村から独立的に年貢の収納業務を行おうとしている動きも読み取れる。しかし、結果として「とか村御年貢米之儀、昔より如有來候、小谷へ持參、計可申候、政所之儀、昔より有來候すしと違候て、とか村にて政所仕度と申事申間敷候」（「小」二九一七）ということを再び小谷氏に對して誓約していることは、年貢収納を豊田村と一括することによる、梅村側のメリットがあつたこと示しているといえよう。それはおそらく、年貢未進に際しての立替機能にあつたと考えられる。

物成の納入ではあるが、慶長一八年（一六一三）「豊田村・梅村物成勘定覚控」（「小」二九一八）では、物成の未進が梅村と豊田村とで書き分けられているものの、その未進分は最終的に一括されている。これは豊田村と梅村とが請負うべき未進であるが、領主としては両村一括した未進分をとにかく納入してくれればよいのであって、その際、その返済がどちらの村からなされるかまでは関知しないかつたことを示していよう。おそらくはこのように一括して計上することで、梅村は豊田村、すなわち小谷氏による立替機能を期待したのではないだろうか。それはすなわち、梅村が集落として、また法的・政治的主体として自立していくも、經營・再生産という面で豊田村の小谷氏に依存せざるをえない状況にあつたことを示しているよう。こうした状況が、どの単位を支配単位としての村として設定するか、という条件を規定したものといえよう。

では、話を豊田村に戻して、次に豊田村内部の景観についてみていただきたい。寛永二一年（一六四四）の「上神谷・和田谷目録」によれば、豊田村は高七六〇石二斗、山長一八町横四町半、畠三二石一

斗、小物成九石二升四合、家数三九間という村況であった。それが、元禄九年（一六九六）七月「上神谷村高人家寺社大坂御番所得指上ヶ申候写」（「小」一〇〇五）では、村高に変更はないが小物成米一二石二斗九升四合、家数九九軒（内、七四軒高持百姓）、人数五六一人（内、男二八〇人・女二七〇人・僧六人・尼五人）と、小物成、家数ともに増加している。特に家数は、この五〇年程で倍増している。

慶長九年（一六〇四）一〇月五日「上神谷家数之帳」（「小」一〇八）には四人名の百姓が登録されており、それと比べても寛永末年の家数が少ないのは寛永飢饉の影響かも知れない。ただ、「上神谷・和田谷目録」の家数が高持百姓（公事屋）のみの数であつたとすると、慶長九年の「上神谷家数之帳」では公事屋は一六軒であつたので、慶長期から寛永期を経て元禄期までに徐々に増えていつたと捉えられるかも知れない。いずれにしても、豊田村は、他の上神谷の村々と比べても、村高・家数ともに一番大きな村であった。豊田村の景観を確認してみたい。

「内務省引継地図」とは、明治初期の全国的な地図作成を担つた機関であった内務省地理局が、移管・購入・寄贈・模写・測量製図などを通じて蓄積した地図類であつて、それが同局の縮小・移管・廃止に伴つて、現在ではさまざまな機関に引き継がれているという（17）。上神谷一二ヶ村の絵図も、そのような経緯で東京大学史料編纂所に引き継がれたものであつたと考えられる。

一二ヶ村の絵図とは、小代村・大庭寺村・太平寺村・豊田村・片蔵村・釜室村・富蔵村・田中村・逆瀬川村・畠村・鉢峯寺村・三木

閉村（これは元禄末年以降の豊田村からの分村である）の一二ヶ村で、いわゆる上神谷一三ヶ村のうち下条の和田村と上条の梅村の絵図は含まれていない。こうした残存状況は、絵図が残されている一二ヶ村が寛文一年（一六六一）以降渡辺氏の所領であつたのに対し、和田村と梅村が牧野氏の所領であつたことに関係しているかも知れないが詳細は不明である（18）。また、年代についても未詳であるが、おそらくは明治初期であつたと推測される（以下、引用の際は、これららの絵図を「○村絵図」と表記する）。

「寺社改帳」には、豊田村には三つの寺院が書き上げられている。一つは、「豊田村絵図」で、中世に小谷城が築かれていた山の西側に描かれている福德寺である（絵図1）。小谷城があつた山の地籍は、旧土地台帳（大阪法務局堺支局保管）では「上山」となつており、以前より城が存在したことをうかがわせるが、福德寺周辺の地籍は「堂ノ谷」と呼ばれていた。現在も、絵図と同じ場所に福德寺は現存し、その鎮守社であつた牛頭天王（八坂神社）跡も境内のかにある。

福德寺は、開基年代は不明であるが、すでに近世初期には建立されていたとみえ、「慶長十九年大阪兵乱之節放火、元和二丙辰年再興、寛永廿一年修理之棟札御座候」と、大坂の陣で焼失する以前から存在していたことが「寺社改帳」に記されている。その「寛永廿一年棟札」には、

（前略）伐木・立具・柱者、大坂買取、其外者小谷兄弟山而寄進、村之入米貳拾一石内、米五斗・銀廿四両為妙盛禪定尼七年忌小谷左太夫入之、小川道慶禪門米五斗七年忌藤兵衛入之、為東庄左衛門一周忌米五計庄次郎入之、万事本願人小谷太夫源政重・年行使中井兵衛五郎

とあり、修復に必要な用材は大坂で買い求めるとともに、小谷兄弟（東西小谷家）が所持していた山から調達し、またその費用は「村之入米」、すなわち村人からの勧進で集められたという。村人が、

先祖供養のために福德寺修復費用を拠出していることから考えれば、福德寺は村人にとつての結集の場として機能していたと捉えられよう。実際に、「寺社改帳」に福德寺は「往古より村之惣堂」という、豊田村の村堂と記載されていた。そこには、後に触れる寺座の座入記録であった「福德寺座中記録」が残されている。

二つめは、石津川左岸の「多米」という地字に建てられていた光明寺である。光明寺の開基も不明であるが、「寺社改帳」の元和三年前(元和四・五年)に修復されたという記載からすれば、これも近世初期にはすでに建立されていたとみてよい。だが光明寺は、その鎮守社であった三十番神とともに、現存していない。

三つめは、同じく石津川左岸で、光明寺の少し北に建てられていた法安寺である。この寺は、「光明皇后之御建立と申伝、土居方使屋敷跡被申伝御座候」とあり、村のなかでは最も古い寺と言いつて、周辺には多くの子院が存在したとみられる。また、法安寺のみ豊田村において「寺付之山五千四百三拾坪」を有し、「山年貢」を負担していた。これらの記載に鑑みると、法安寺はかなり古くから豊田村のなかで一定の寺領域を確保して存在していたと想定されよう。だが、法安寺も中世末期の兵乱のなかで荒廃したのか、元和七年(一六二二)頃に豊田村の小谷左太夫(法名西春)によつて修理されている(「小」二六九〇)。法安寺も、光明寺同様、その鎮守社である三十番神とともに、現在では残っていない。

なお、「豊田村絵図」には福德寺の北東に立安寺が描かれているが、これは片蔵村に属する寺院である。「寺社改帳」によれば、立安寺は「享保十一丙午八月廿五日堺御番所御願申上候而、□立安寺を豊田村引山内替地、被得□建立仕候」とあり、もともと片蔵村にあつた立安寺を、享保一年(一七二六)に豊田村内に替地を得て移築したことがわかる。

その他に、村内には地蔵堂が三つ、字北尾の辻堂、字桜木の辻堂、

字入り尾の墓所があった。「豊田村絵図」で確認すると、北尾の辻堂は、豊田村の東のはずれ、高蔵村・深坂村との境の道と、そこから豊田村の中心に向かつて延びる道との交差点に建てられている。同様に、桜木の辻堂は村落の北方で、豊田村から小代村へ続く道と大庭寺村・三木閉村へ続く道との交差点に建てられている。そして入り尾の墓所とは、法安寺の北西の山中にある堂であつたと考えられる。この地は、現在では三木閉村の墓所となつているところにあると推測される。

集落は大きく分けて三ヶ所に所在する。それは、福德寺の南側の裾野と、その反対側の北側の裾野、そして石津川を挟んで対岸の光明寺南側の集落である。旧公図(大阪法務局堺支局保管)によると、福德寺南側の集落は「南垣内」、北側の集落は「北垣内」という地名に含まれている。旧土地台帳で確認すると、明治初期においても小字内部には「屋敷」地名が多く残されている(地図2)。そのなかでも、南垣内には「神田」、北垣内には「井森垣内」という、「御頭次第」にみえる地名が確認できる(表1)。また、旧土地台帳にみえる、明治初期に居住していた人の名字から類推すると、「御頭次第」に記載された「小谷」「辻」「大下」は南垣内、「小川」「中井」「北尾」は北垣内の名字としてみえる。

一方、光明寺南側の集落は、旧土地台帳では「テリウチ」「大将军」のなかに含まれているようであるが、この地区は「御頭次第」にみえる「西ノカイト」と呼ばれた集落であつたと想定される。その「西ノカイト」は、「寺社改帳」によれば、光明寺の辺りの地字を「多米」と呼んでいたということであるから、同じく「御頭次第」にみえる「多米」もこの西垣内に含まれる地域呼称であつたと考えられよう。また、森村氏のお話によると、多米の北側を「観音寺」と現在でも呼称しているという。「豊田村絵図」にも光明寺の北側に三軒程の家がみえるが、この辺りを「御頭次第」にもみえる「観音寺」と称していたのであろう。

このようにみてみると、「御頭次第」にみえる地名は、近世では豊田村となつた領域内部に点在する集落の呼称であったことがわかる。そしてそれは、近世を通じて村内の小地名として、あるいは名字として継承されていくと考えられよう。近世では豊田村として、北垣内と南垣内の中間にある福德寺を結集の場としてまとまることがになつたが、西垣内に光明寺があるように、各集落は集落ごとに結集の場を持つて存在していたのかも知れない。ちなみに、近世では高札場が片蔵村と小代村を結ぶ街道沿いの南垣内付近に置かれていた。豊田村の中心部が、小谷家を中心とした南垣内にあつたことがうかがえよう。

二 「福德寺座中記録」にみる豊田村の構造

上神谷およびそのなかでの豊田村の位置、さらには豊田村の景観を確認した上で、豊田村の内部構造を探つていきたい。その際、これまで、検地帳・名寄帳分析など、経済的な視角からの追究は行われ、村人の経済的階層性については明らかにされている。そのため、ここでは福德寺に残された福德寺座入祭礼の費用負担に関する記録であつた「福德寺座中記録」（以下、「座中記録」と略す）を素材に、村人の結集のあり方と村内身分の様相を追究し、その視角から豊田村の構造について考えてみたい。

1 福德寺座の分析

福德寺座には、座の規則を定めた元文三年（一七三八）一二月の「豊田村福德寺講中捷」がある（『堺』四八一）。この史料は、すでに吉田氏によつて引用、分析されているが、福德寺座について知るために重要な史料であると考えられるため、ここで再び引用して分析を加えたい。

福德寺講中捷

一、正月八日莊嚴之頭者、若子式人かん、酒ハ坐下り、酒者壱人付四升宛、四人^ニ而可相勤事、
一、村入十五歳迄^ニ可致候、壱ヶ年^ニ米壠斗宛、三年之間出シ可申事、
一、正官之節^茂米壠斗宛、三年之間出し可申事、
一、官頭未致先キ、左衛門・右衛門先規之通附申間敷候、十人^ニ而相勤、坐衆者銀拾匁宛、脇五匁宛、振舞者其時之可為品事、
一、婿入礫代銀式匁、
一、孫酒先規之通、銀^ニ而入用之節者銀拾五匁ツヽ可出之事、
一、婚礼者四人組合、膳部者壱汁五菜也、
一、法躰酒前之通可相勤事、
一、村之内脇之家^ニ而生候とも、村衆之為孫者^ニ候ハヽ、為入銀白銀三拾枚講中江出シ、村衆之為孫講江可令入事、
一、村講之雖為子孫、他所^ニ而生候者^ニ候ハヽ、如何様之儀有之候とも、講ヘ入レ申間敷事、
一、村講衆^ニ男子無之、為家督相続外より致養子候儀者、為莊嚴村入・正官之外^ニ講衆^ニ酒可盛候事、
一、村衆^ニ而も諸事講中之式法相背、入用等相滯候歟、講中之經當背候ハヽ、其家ハ永々村衆^ニ入レ申間敷候事、
右之通、先年より記録有之候得共、今度相改候、自今以後弥以堅ク可相守候、為其捷之条々仍而如件、

元文三年戊午

十二月日

豊田村福德寺講中六人

小谷左太夫
角淨円

中井庄右衛門
西ノかいと武右衛門

神田喜兵衛

神田作右衛門

まず、一条目からは、福徳寺座入の祭礼が毎年一月八日に行われたこと、その際「若子」のうち二人が「かん」（「仕頭かん」「仕頭」を指す。後述）を務め、「坐下り」四人が一人につき酒四升を用意することが定められている。そして二条目では、「村入」についての規定が書かれている。福徳寺講中捷に「村入」の規定が書かれるということは、この「福徳寺講中」の組織がすなわち村運営の組織と一体的に存在していたことを示していよう。その作法は、一五歳までに村入して、三年間米一斗ずつ納入することであった。だが、近世初期では、

村入之法

- 一、十才過不可入事、
一、十才之内ハ其人次第、
右之通永代可相守候也、

豊田村

一統衆中

とあるように（「座中記録」寛永一三年記載の裏書）、村入は一〇歳までに行うきまりであったようである。村入し、三年間規定の米を納入するが終わると、その後「正官」入となるようで、第三条では「正官」入について、村入同様、三年間米一斗ずつ納入する事が定められている。実際に、「座中記録」天和二年（一六八二）のところに貼られた付箋に、

村入之法
一、十才過不可入事、
一、十才之内ハ其人次第、
右之通永代可相守候也、

豊田村

とあるように、村入・正官入（「正頭」とも書かれる）のために米を納入した人の名前と年数が記されている。つまり、吉田氏も指摘するように、福徳寺講中に入るために、まず村入して「村衆」となり、その後正官入をして「村講衆」となるというシステムであつたと捉えられる。ちなみに、村入・正官入の出銭は、前年の一月八日の納入されていた（「座中記録」貞享四年（一六八七）裏書）。これが、福徳寺講の座衆となるための手続きであつたが、第四条によれば、それとは別に「官頭」の儀式があつたようである。「官頭」を済ましていない人が左衛門・右衛門を名乗ってはならない、という規定から考えれば、「官頭」は「官途」であり、これは官途成の儀式であつたと考えられよう。つまり、講中入の儀式と同時に、官途成の儀式も行われており、それには座衆なら銀一〇匁、脇（「脇之家」）ならその半分を負担して官途を得、名乗りを変えたのである。したがつて、座衆とならなくても、官途成は行えた、ということがわかる。

だが、村人すべてが無条件に福徳寺座衆になれるのかというと、そうではない。第九条によれば、村の「脇之家」、すなわち村講衆の家以外の家に生まれたなら、銀三〇枚を納入することで「村衆」の「孫」として講に入ることができるという。だがこれは、「村講衆」としてではなく、「村衆」として講への参加を認めたものと捉えられ、その場合「村衆」の後に「村講衆」のメンバーとなれたかどうかは不明である。一方、村講衆の家の子孫でも、村外で生まれた場合は、講への参加権はない。また、村講衆に相続すべき男子がなく、養子を取った場合は、村入や正官入の費用負担の外に村講衆へ酒を振る舞う必要があった。そして、重要なのは、これらの捷に背いた場合は、「村衆」から追放すると述べていてことであろう。つまり、先に中村の「座中定置条々」でみたような、共同体としての特徴がここでもみられるのである。この捷は、一八世紀初めの史料であるため、すでに近世村落が確立している段階での話であるが、

このような豊田村の仕組みがいつ頃から形成されてくるのかについては、今後も追究していくべき問題であろう。

では、福德寺を中心とした村の運営組織を確認した上で、「座中記録」の記述についてみていくたい。「座中記録」は、元和一〇年（一六二四）から明治五年（一八七二）まで、ほぼ毎年書き継がれた巻子帖の記録である。その内容は、

（端裏書）福徳寺帳座式

「元和拾年_{甲子}正月八日

豊田村」

（中略）

寛文五年

巳ノ正月八日

村入

平右衛門

忠左衛門

虎市

親音寺

神田

堂坂

喜三郎

太兵衛

長三郎

与一郎

源七

藤十郎

平右衛門

小谷

中井

久太郎

平右衛門

吉兵衛

寛文七年正月八日

酒酒酒酒酒酒

仕頭仕頭

若子若子若子若子若子若子

頭入若子若子若子若子若子

走り是ハあまり

但米作分

仕頭是ハ走り

是仕頭

走り是ハあまり

年齢構成から考えれば、若子が一番年齢階梯的に上に位置していると捉えられる。そして、この「若子」のなかから、祭礼を司る「仕頭」が出されていたわけである。但し若子は、年齢五〇才以上は稀で、ほとんどが二〇～四〇才代に集中し、また名前も「次郎右衛門子」など「子」という表記がみられることから、村のなかでも年齢階梯的に比較的若い階層の集団であったことが推測される。

では、その他の「つと入」「座下り」「村入」はどのような位置にあつたのだろうか。寛永九年（一六三二）に村入した「（小谷）左大夫六」は、その二年後の寛永一年に「つと入」し、さらにその七年後の寛永八年に「座下り」となっている（表2）。また、寛永十七年（一六四〇）に八才で村入した「神田二郎」は、その五年後の正保二年（一六四五）に「座下り」している。これらの事例からは、「村入」した後「つと入」し、「座下り」へと進むものと

（五明）
一、平右衛門 座下り さけ
一、市蔵 座下り さけ
(後略)

となつてゐる。断片的な記載で、なかなか読み取ることは難しいが、基本的には毎年座入・村入した者や、その祭礼で出錢や役を果たした人を記録したものであつたと考えられる。記録の記載は、その年ごとに若干の違いはあるが、たいていは「若子」（内、仕頭二～三人）と「座下り」、「つと入」（「正官」「正卷」とも書かれる）、「村入」のそれぞれの人名と、その人が負担した品が記載されている。そこで、「座中記録」に書かれた人名とその年齢を、寛永二一年（一六四四）七月「和泉国大鳥郡上神谷之内豊田村家数・人数・馬数・牛数・樹木・山名寄帳」（「小」一〇〇一、以下「家数人数帳」と略す）から探つてみると、「村入」は八才以降一二才まで、「つと入」は九才から二七才まで、「座下り」は一三才から二三才まで、「若子」は二二才から五六才までみられる。

年齢構成から考えれば、若子が一番年齢階梯的に上に位置していると捉えられる。そして、この「若子」のなかから、祭礼を司る「仕頭」が出されていたわけである。但し若子は、年齢五〇才以上は稀で、ほとんどが二〇～四〇才代に集中し、また名前も「次郎右衛門子」など「子」という表記がみられることから、村のなかでも年齢階梯的に比較的若い階層の集団であったことが推測される。

推測される。さらに、寛永一九年（一六四二）に「座下り」した「中藤十郎」は、その一六年後の万治一年（一六五八）に「若子」としてみえていることをふまえれば、「座下り」の後に「若子」のメンバーとなるものと考えられよう。

そして、先にみた「豊田村福德寺講中捷」に規定されていた「村入」は、「座中記録」の「村入」にあたり、また「正官」は「座中記録」でも「つと入」が「正官」「正巻」と書かれる場合もあることから、「正官」は「つと入」に相当すると捉えられよう。つまり、

「村入」で「村衆」に、「つと入」で「村講衆」になるということであろう。では、「座下り」はどう考えたらよいだろうか。「座下り」という音からすれば、座を抜ける、座を退くという意味で取るべきなのかも知れないが、福德寺座では「座下り」の年齢が若く、いわば惣村における若衆・中老といった年齢階層あたる。また、「座下り」の後に「若子」になつてゐる例からみても、やはり「若子」の下に位置する階層と考えるのが妥当であろう。したがつて、「座下り」という言い方は引っかかるが、ここでは「若子」を上の座とした場合の、下の座という意味で「座下り」を捉えておきたい。

そして、この「若子」と「座下り」が、福德寺座の祭礼を担う中心であった。「座中記録」宝暦二三年（一七六三）の記載には、

一、かん 初言 小谷 作平太子

1

一、酒三升

一、同

喜太郎

喜太郎

右酒之当人四人ニ而相勤候處、構若衆人數少ク候ニ付、殘ル式人分ハ當人相増候迄ハ、構中より助合ニ可致者也、尤人數多相成リ候ハヽ、先各之通四人可相勤事、

福德寺座中順次帳
卯正月吉

「衆」が少ないため「講中」から出すことが定められている。つまり、「座下り」衆は「講若衆」と称され、その他の「講中」と区別されているのである。そして「若子」も、「座下り」同様に、村のなかの年齢階層としては「講若衆」に含まれていたと考えられる。それは、「若子」組織の上に、福德寺座の中核的な組織が存在していたとみられるからである。安政二年（一八五五）「福德寺座中順次帳」（「小谷方明家文書」、『堺研究』第三号）には、

一、五老
一、六老

次座

中老

坂口 善吉
東 九兵衛

茶屋善吉

東ノ九兵衛

奥野助左衛門

井森庄右衛門

大下弥左衛門

神田利左衛門

西垣外武右衛門

大下甚右衛門

西垣外武右衛門

大上巳之吉

角城与次兵衛

北尾文五郎

北尾安次郎

北尾新右衛門

小谷庄之助

中井正太郎

山ノ藤右衛門

大上安五郎

辻 楠太郎

六老
五老
四老
三老

二老

一老

北 尾
小 谷
中 井
山 ノ
大 上

安次郎

楠太郎

庄之助

正太郎

藤右衛門

安五郎

とある。「福德寺座式」と書かれていることから考えれば、ここにかかっている番号は座次であったと考えられる。おそらく、このなから年齢階梯順に、その上部組織である「福德寺座中」に入るもとのと推測できよう。

以上、粗雑な分析ではあるが、福德寺座の内部の構造を「座中記録」から考察し、また「豊田村福德寺講中捷」から座の運営方法やその座の組織が村の組織と一体的なものであつたことが具体的に明らかになつた。だが、これはあくまで文書にみえてくる座のあり方であるため、さらに現地での聞き取り調査などを通じて検証していく必要があろう。したがつてここでは、一応の仮説として提示し、村講中になる家が限定的であつたことなどを確認するにとどめたい。それでは、どのような家が豊田村講衆になる家だったのだろうか。次に、その点について考えていただきたい。

2 豊田村福德寺座にみる近世初期の村構造

寛永二年（一六四四）の「家数人数帳」には、豊田村の村高七六〇石二斗、内永荒（池底・川成）一九〇石五斗七升五合、毛付高六四〇石六斗四升五合、内他郷より出作五六石二斗八升一合、村の惣作四一石四斗六升九合、村の小前分五四二石八斗七升五合、そして家数四三間、人数三八五人という、村の基本情報が書き上げられた上で、一軒ごとの家の持高と家族構成が記されている。このなかで、持高が飛び抜けて多いのは、やはり庄屋家であった小谷家（西小谷）であった（表3）。次に、小谷家の分家である東小谷家が、西小谷家の持高約三分二の持高で続く。持高上位五番目までは二〇石以上、また約半数が一〇石以上の持高であった。

この「家数人数帳」にみえる各家の構成員を、「座中記録」に照らしてみてみると、ある程度固定された家の構成員の名を「座中記録」のなかに確認することができる。それを示したのが表3であるが、まずわかるのは、近世での持高の多い者が福德寺講衆になつて

いる傾向があるということである。特に、持高上位五軒は、家の中に下男・下女を抱え、牛馬を有するような、いわば有徳の家であり、また「小谷」「神田」「小川」「中（中井力）」などの家は、「御頭次第」にも中世以来その名がみえる名字持ちの家であつた（表1）。こうした中世以来の家が近世においても続いた場合は、その家が福德寺講中のメンバーとなることは容易に想像できよう。

だが、一方で特徴的なのは、持高が多い者が必ずしも講衆ではないということであろう。これは、持高が少ない者でも講衆の資格を有していたことを示している。吉田氏は、「豊田村では、持高の上で突出した庄屋小谷氏と、それにつぐ年寄層が上層を構成し、これらが福德寺の修理や運営に中心的な位置を占めていたものと考えられる」と述べている。確かにそれは的を射てはいるが、それですべてを説明したことにはならない。問題は、なぜ近世において庄屋・年寄層などの有力な家以外が、本来限定的な性格を持つ福德寺座の講衆となつているのか、ということである。

福德寺座講中として確認できる家のうち、小谷家は「御頭次第」にすでに記載されているように、中世末期以来の有力家であつた。「御頭次第」には、基本的には地名が頭役者名のところに付されることが多い、「小谷」などのように、名字と思われる呼称が付けられていることもある。先に述べたように、「神田」「イモリカイ（井森垣内）」は、旧土地台帳から小字内の小地名として確認できるが、こうした地名は一方で名字として使われる。実際に、近世を通じて「神田」「井森」という名字は「座中記録」に散見することから考えれば、これらも名字として考えることができ、その名字は「御頭次第」にも記載されている。同じように、福德寺講衆のうち「座中記録」に名字としてみえる家のなかで、「小川」「観音寺」「後そわ」「大下」「中（井）」は、「御頭次第」にも確認できるのである。

実際に「御頭次第」にみえる名字と、「座中記録」に記載された家が、中世以来継承されている家がどうかはここでは確定できない

が、「御頭次第」から「座中記録」への移行のなかで、同じ名字が確認できるという点から考えれば、何らかの形で名跡は継承されていたものと想定される。このように考えれば、福德寺講衆となる家は、豊田村に中世以来存在した家であつたのではないか、という仮説が提示できよう。

だが、一方で「御頭次第」のなかにみえる名字のうち、「西ノカイト」「多米」などは「座中記録」にも確認できるにもかかわらず、福德寺座講衆のメンバーとしてはみられない。それは、「西ノカイト」や「多米」が、小谷家などがある福德寺を中心とした北垣内や南垣内などの集落とは石津川を挟んだ対岸にあり、また光明寺を中心とした一つの集落を形成していたためではないだろうか。

第一章第二節では、中世においては「中村」が政治的組織として機能しており、その内部に開発を基礎とした集落が点在していたのではないかと述べた。だが、そうしたあり方は一五世紀末から一六世紀にかけて徐々に変化がみられるようになる。それは、それまで集落名としてみえていた地域呼称が、近世以降に村名として定着する集落名の下に表記されるようになる。それは、それまで梅村については、「御頭次第」に「トカ」や「長内」などの集落名がみえるが、それが一五世紀末になると「トカノ長内」という表記で記載されるようになる（表1）。また、富蔵村では「トヒクラ（富蔵）」や「柳谷」が集落名としてみえるが、それも一六世紀初めに「トヒクラ柳谷」と称されている。これは、梅・富蔵というまとまりで集落同士が結合しつつある状況を現すものと考えられよう。

そして、こうした状況は豊田村にも一六世紀初め以降顕著にみられるようになる。一五世紀末までは、「トヨタ」「池尻」「北尾」「神田」「小川」など、集落名が単独で書かれていたが、一六世紀以降は「トヨタ池尻」「トヨタ北尾」「トヨタ神田」「豊田小川」という表記に変化しているのである。こうした変化は、豊田村という名のもとに集落の結合が展開したこと想像させる。だが、そのなかで、

「御頭次第」にも早くから散見されていた「多米」や「西ノカイト」は豊田という村名とともに記載されていない。特に「多米」は、「タメノ中室」というように、「多米」という地域呼称が小集落名の上に付いているのである。

この点から考えれば、石津川を挟んだ西側の集落は、開発過程の異なる石津川東側の集落とは独立的に成立し、その後もそのなかに存在する小集落を「多米」というまとまりに結集させていった状況を読み取ることは不可能ではない。光明寺がいつ頃の創建かは不明であるが、多米周辺の人々は中世段階では豊田村あるいは福德寺との関係は比較的薄かつたのではないだろうか。それが、福德寺座講衆のメンバーに「多米」や「西かいと」が入っていない理由の一つと想定しうる。

ただし、「座中記録」にみえる名前がほかの史料で確認できるのは、近世初期では寛永二年の「家数人數帳」などの史料しかなく、この史料で確認できるのは寛永年間から寛文年間初期までくらいである。そのため、そこに記載されている家が近世初期から固定されていた家かどうかは確定できない。また、「豊田村福德寺講中掲」にあるように、講衆の家でなくとも、その後になつて新たに講衆になる家が創設される場合もあるし、講衆の家が没落してしまった場合もあつただろう。つまり、豊田村というまとまりが確立されてくる寛永期以降になると、より講衆の家の異同が増えてくるものと推測されるのである。本稿において、講衆の家について近世の中後期までを含めて追跡することはできないため、ここではあくまでも寛永期の状況からの見解として示しておくことにしたい。

以上の分析から、福德寺座が村の運営組織であったこと、そしてその運営を担つたのが講衆であったことを確認した。また、その講衆となる家が限定されており、それがおそらくは中世以来豊田村域に居を構え、村人として福德寺に結集していた家であつたことを想定した。だが、近世に豊田村として一括される地域のなかには、福

徳寺を中心とする地域とは少し距離をおいた集落もあった。

そうすると、なぜ太閤検地ではその地域を含めて豊田村（梅村を含む）というまとまりで把握しようとしたのか、という点がやはり問題となる。それについて本稿で答えを出す用意はないが、先にも述べたように、どのように支配単位を設定するかは、その時の在地状況に左右される。豊田村の当時の在地状況を考える必要があるが、その点を考えるためにあたって鍵となるのは、耕地の入り組み状況と、天文期以降その名がみえるようになる小谷家との関係であろう。

小谷家は豊田村のなかで、後に山城を背負う場所に居館を構えていた。このような立地は、伊豆国長浜村の大川氏や駿河国獅子浜村の植松氏、上野国三波川村の飯塚氏などの東国土豪の居館のあり方と同じである⁽¹⁹⁾。彼らは、戦国期以来村の政治・経済・軍事を担う者として村のなかに居住していたが、村内にはなにも彼らのような突出した土豪が一人だけ存在していなかった。三波川の飯塚氏は、同村に居住する地侍のなかの一人であつたが、飯塚氏が地侍を束ねる立場にあり「北谷衆」として大名の軍事動員に応じて、同様に武藏国荒川村の持田家も同村の地侍衆の長として「荒川衆」を率いて参陣していた⁽²⁰⁾。

豊田村も、上神谷のなかでは戦略上特に重要な拠点であったことをふまえれば、天文期以降、すなわち戦国期以降成長してきた小谷家も同様に、この地域の軍事的動向を主導していたということは想像に難くない。そして、そうした軍事行動のなかで、小谷城や梅城、そして石津川西側を包摂する地域を軍事的テリトリリーとして設定し、その地域の地侍衆を動員することで一體的な地域を創設していったのではないだろうか。中世末期の史料に乏しいため、あくまで推測にすぎないのであるが、そのような政治的状況とともに地域形成が進んだことが、近世以降の支配単位としての村設定に何らかの影響を与えたものと考えられるのである。

飯塚家も持田家も、そして植松家も大川家も、近世では庄屋とな

り、村内では経済的に突出した存在となっていく。こうした動向も小谷家と同じであつたといえるが、それは軍事行動に参加することが領主化志向に基づくものではなかつたことと同時に、村を代表して、地域防衛のために軍事行動を主導することが、逆に村内での足場を固めることになったことを示しているといえよう。その点は小谷家にも当てはまるのではないかと考えられるが、小谷家の經營状況をより詳細にみていくことから補足していく必要がある。

このように、福德寺座の構造から豊田村の内部構造について検討し、そのあり方が中世末期頃に遡ることを想定した。一六世紀以降、上神谷のなかの集落がまとまって近世につながる村が形成される動向がみられるようになるが、依然として上神谷というまとまりは近世以降も継承されていく。その理由について、次に考えていただきたい。

三 上神谷地域のまとまりと用益利用

上神谷地域は、すでに南北朝期には若松莊上条と下条に区分されていた。これは莊園支配機構の分裂により生じた地域分割の結果であると考えられるが、その後は上条・下条ともにその地域区分での結合が、それぞれの鎮守社を中心進展していく。下条に関しては、史料が残っていないため、詳細を知ることは困難である。そのため、ここではまず上条の別宮八幡宮に残された記録から上条としての結集形態のあり方を探り、その上で上条・下条両者をつなぐ要因を用益利用の面から検討していくことにする。

1 「中村結鎮御頭次第」にみる上神谷地域

「中村結鎮御頭次第」については、三浦氏によつて詳細に分析されている。それによれば、別宮八幡宮の宮座は本結衆と半結衆で構成され、その差異は村落内身分の違いに由来するという。この本結衆により構成されるのが内座、また半結衆によつて構成されるのが

外座であった。そして、半結衆から本結衆に入るには、宮座に以前から席を持つ者の「脇」「脇座」あるいは「脇ノ脇」となることが必要であり、その場合、内座の正式メンバーの呼称である「本座衆」に対して「脇座衆」「脇座の脇衆」と呼ばれたようである。これを、三浦氏の論文から図式化すると、



ということになる。このうち、本結衆が宮座の中心的な構成員であった。そのため、毎年の鎮守社での祭礼の頭役である「正頭」や「料頭」「込頭」は、この本結衆のなかから選ばれる原則があつたのである。「正頭」とは、宮座の規式に従つて、おそらく宮座の脇次順に選出された者であつたのに対し、「料頭」「込頭」とは社修理・造當等のために出錢することにより頭を務めることになつた者であつた。この頭役を中心に、毎年の年初祭礼が催されてきたのである。三浦氏や吉田氏も指摘するように、祭礼頭役を務める者の中にも含まっている。第一章第二節で述べたように、これら「殿」付けで呼ばれる者は、「森殿」「東殿」「西殿」「多米殿」など「殿」付けて呼ぶべき者たちは豊田村・梅村地域に城を構えていたような、いわゆる領主階層である。だが彼らは、宮座入をして本結衆となるという手続きを必要としない階層で、本結衆のなかから選出される祭礼頭役などとは身分を異にする者であつたといわれている。そのため、彼らが「正頭」「料頭」「込頭」になることは稀であった。殿付衆が頭役を務める年には、「騒動」「依指合ラクル」などと注記されている場合もあることからすれば、彼らが頭役を務めるのは、本来では本結衆によつて果たされる役が、なんらかの差し障りや問題が発生した時であつたことがわかる。

では、その問題とは何か、ということが問題となるが、「御頭次

第一に「騒動シテ不勤御頭」「食堂ノヒサシ時騒動」などの注記があることから、別宮八幡宮の祭礼は社修理などの費用や、祭礼そのものに必要な費用が工面できない時に、「不勤正頭」という事態に陥つていたことが確認できる。実際に、永禄一年（一五六八）に「西殿」が正頭を務めた注記に、「サノフ^創シ^前時」とあるのも、こうした状況を如実に示すものといえよう。そして、おそらくは、本結衆が費用を捻出できないという背景には、「御頭トマル 依日照」「依早魃退転」という、当時の社会状況が密接に絡んでいたと考えられる。

田村憲美氏の研究によれば、飢饉・災害の頻発する中世社会について、毎年襲つてくる端境期の食糧不足による餓死から唯一免れていたのは、京都の公卿集団であつたという⁽²¹⁾。つまりそれ以外の階層は、毎年襲つてくる飢えの危機に直面していたといえよう。そうした状況下で、本結衆は自らが出錢できない場合に、彼らよりは有徳であつた殿付衆に頭役を務めてもらえるよう求めたのではないだろうか。中世社会においては、主要な領主の責務は勧農であつたが、それは在地における勧農が不可能な場合に、領主による勧農が求められたということが指摘されている⁽²²⁾。こうした研究をふまえれば、非常時の出錢を在地側が領主に求めたのも、またそれに応じて領主が頭役を務めたのも、領主と在地の勧農をめぐる関係に規定されたものであつたと捉えられよう。それゆえに、天文二〇年（一五五一）に別宮八幡宮の神宮寺であつた成願寺の修造を、正頭となりうる上神谷上条の本結衆や半結衆とともに、「森殿」「西殿」「多米殿」が執り行つたのである。

実際に、当該期の上神谷では、祭礼が開催できないという状況が頻発していた。特に寛正飢饉以降はその動きが顕著になる。このことは、長禄四年（一四六〇）（寛正一年）「依テ旱魃」という大飢饉下で、本結衆が出錢できない状況に至り、本来なら本結衆に「新入」してから頭役補任まではかなりの年月を有するところを、「八月新

入」が即頭役を務めているという事態からもうかがうことができるよう。そして、寛正飢饉以降、内座・本結衆から選出される規定であった頭役を外座・半結衆の者も務めるようになっていくのである。

この後、文龜一年（一五〇一）頃からは、「依指令コミ頭」を務めた若庄司を、外座であるにも関わらず「惣トリ成」により正頭にしたり、正頭を選出できず、「惣取成シ」で祭礼を執り行うことが多くなつてくる。一方で、殿付衆からの出錢は減少するが、それは吉田氏も指摘するように、領主層の在地不在に一因があつたといえるが、それとともに「惣」という単位で正頭を務めるというシステムが確立してきたことによる。このシステムは、いわば危機状況下の非常措置と捉えられるが、そのことからもわかるように、宮座の運営は基本的に在地の「惣」によつて担われていたといえよう。

では、別宮八幡宮の宮座に入る人々はどのような階層だったのだろうか。一つ特徴的なのは「庄司」と呼ばれる人々である。彼らは「逆瀬川庄司」「長畠庄司」「イモリカイ庄司」「桜井庄司」「トカノ長内庄司」「池尻中ノ庄司」「柳谷刑部二郎庄司」「カタクラ孫太郎庄司」など、上神谷上条のそれぞれの集落名を冠しているが、「庄司」がそもそもは莊官職の名称であつたことから考へれば、その集落のいわば代表的な存在としてみるとよい。また、正頭には衛門・官途成した名前が多くみられることからすれば、やはり正頭になる階層は、各集落の有力百姓層であつたと想定される。

ただ、吉田氏も指摘するように、一八世紀中頃以降は、正頭を務める村が豊田村に限定されていくようになる。それは、一八世紀以降の小谷家と上神谷地域との関係の変化に一つの要因があつたと考えられる。その変化について追究することは筆者の能力を超えるため、本稿では保留にせざるを得ない。だが、重要なことは、中世以来の宮座の運営方法が、基本的には近世前期までは維持された、という

ことであろう。これは、一五世紀半ばから一七世紀までを一つの時代として捉える近年の研究方法に合致する状況を示していいるが、そうした秩序が維持されることは、上神谷上条という地域秩序が維持されることを意味する。それでは、近世以降もそれが維持された要因を考えるために、次に上神谷の用益利用についてみていく。

2 山利用・用水利用の単位としての上神谷

上神谷地域は、下条・上条合わせて一二ヶ村で共有する「惣山」を、畠村の「おく山（奥山）」・片蔵村の「まきつか（巻塚山）」・下条の「ふせノ瓦・一ノ坂」に持つていた（「小」二四四四・一二一六）。吉田氏の研究によれば、惣山の管理は村の庄屋・年寄が中心となつて権力を定め、その規制のもとに自治的に行われていたという。その規制とは、惣山における松木等の伐採であり、違反者に対しては「過料」を課すことに決めていた（「小」五〇一三三）。つまり、松木等の立木は、領主の所有下にあつたものであつたということであるが、それは逆に、上神谷の村々の惣山における用益は下草茹りであつたことを示していよう。したがつて上神谷では、山利用は耕作の際の肥料、あるいは牛馬の飼料となる下草利用が主であつたといえる。惣山の他に、各村は「内山」という山を各村で管理していたが、その利用も、主には下草茹りであつたと考えられよう。それでは、こうした山を上神谷および各村はどうのように維持しようとしていたのだろうか。その点について、元禄九年（一六九六）から元禄一四年（一七〇一）にかけて争われた泉河国境相論を取り上げて考えていいきたい。

そもそもこの相論は、元禄九年、幕府から「今度国絵図仕上候様ニと被仰付」たことに始まる（「小」三四六〇）。国絵図作成にあたつて、正保一年（一六四四）の国絵図作成以後の「国境・郡境論所有之候哉、被相尋御裁許之趣書付御差出シ可被成候、御裁許不相濟處茂候ハ、是又御書付可被成候」（「小」三四六〇）と、石津

村庄屋を通じて堺奉行から命じられ、各村は早速国境の確認作業を行ふことになる。その確認作業は、国境を挟んで隣接する村同士が「双方立合相改証文致させ指下様」といと、「江戸本郷絵図御役人様方より被仰出」ていたので、両村の庄屋・年寄・百姓が出合つて行われた（「小」三四六八）。

その際に問題となつたのが、河内国錦部郡下里村と和泉国大鳥郡片蔵村の間の国境の位置であつた。下黒村と片蔵村は、元禄一年（一六九八）双方が国境付近で確認作業を行つたようであるが（「小」三四六八）、その際お互いの認識に齟齬があつたのか、翌元禄二年一〇月には上神谷一一ヶ村の庄屋・年寄が連署で、国境は「上神谷拾壱ヶ村立合山之内字青坂山、河州^ニ而も青坂山^ト申候、泉州^ニ而も青坂山^ト申候、青坂土居限^リ国境紛無御座候」と述べた一札を、下里村の領主である本多隱岐守康慶の奉行に宛てている（「小」三四六九・三四七〇）。それと同時に、上神谷一二ヶ村は、自身の領主に対しても訴えを上げている（「小」三四七一）。

乍恐差上ケ申口上書

一、泉州大鳥郡片蔵村より出ル道、河州錦部郡下黒村国境之儀、御尋被成候、青坂道切土居限國境紛無御座候、然所^ニ峯通り国境之様^ニ下黒村より被申候へ共、古来より青坂道切土居限國境を違、只今新規^ニ峯通り国境と申証文仕上ケ申儀迷惑^ニ奉存候、就夫本田隱岐守様御役人^ハ如此幾重^ニも御攻申上候、以上、

豊岡守^ト太兵衛（印）

小代村庄や太郎右衛門（印）

太平寺村庄や三郎左衛門（印）

大庭寺村庄や与左衛門（印）

梅村庄や權兵衛（印）

田中村庄や甚太夫（印）

富藏村庄や治右衛門（印）

畠村庄や七左衛門（印）

元禄十二年^卯十一月十九日

此通^リ之証文牧野備後守様御役人^ハも可申候、
小田弥右衛門様
根来彦兵衛様
森新右衛門様

吉兵衛（印）

逆瀬川村庄や利左衛門（印）
釜室村庄や与兵次（印）
片蔵村庄や仁左衛門（印）
和田村庄や喜左衛門（印）
三木開新田村庄や吉兵衛（印）

先にも述べたように、上神谷一二ヶ村は渡辺氏領一一ヶ村と牧野氏領二ヶ村から構成されていた。ここでの宛先は、渡辺氏側の奉行であつたが、奥書にあるように「牧野備後守様御役人」に対しても同様の文書が提出されたはずである。この文書から明らかなるように、問題の核心は、上神谷側が「青坂土居」を国境と主張するのに対し、下里村が「峯通り」を堺と反論した点にあつた。

この相論は、その後も両者譲らずに泥沼の論争が展開されていくのであるが、その結果よりも、まずここで注目されるのは、片蔵村と下里村との国境相論であるにもかかわらず、訴えの主体としては上神谷一一ヶ村（あるいは一二ヶ村）として現れていることである。この国境は確かに山間部ではあるが、片蔵村には上神谷の惣山はなかつたはずである。したがつて、本来なら国境相論は片蔵村内山の範囲をめぐるものとして展開るべきところであつた。それが上神谷一一ヶ村（一二ヶ村）として、しかも論所を「上神谷拾壱ヶ村立合山之内字青坂山」と称して、下里村一村を相手取り訴訟を行つてゐるのである。

上神谷一一ヶ村（一二ヶ村）のなかには、渡辺基綱領の村と牧野成貞領の村が含まれてゐる。このことから、国境相論に際し、領主の違いを超えて上神谷というまとまりを重視して結集してゐる様子が読み取れよう。このうち、一一ヶ村の場合、渡辺氏領の豊田・小代・太平寺・大庭寺・田中・富藏・畠・逆瀬川・釜室・片蔵と牧野氏領の和田という構成になり、これがその後の相論のなかでも一般的に現れてくる訴訟主体であつた。そして、このなかには、いわゆ

る上神谷一三ヶ村のうち、鉢峯寺村と梅村は含まれていない。梅村は一三ヶ村としてみえる先の史料には訴訟主体として現れるが、鉢峯寺村はここにもみられない。先にも指摘したように、鉢峯寺村は惣山に対する山年貢も負担していなかつたことから考えれば、やはり上神谷地域の山利用秩序に鉢峯寺村は含まれておらず、自村内部の内山でまかなつていたものと捉えられよう。それゆえに、この訴訟でその名が現れないものである。

一方、梅村はどうだろうか。梅村は、豊田村との関係が深く、年貢・山年貢ともに豊田村を通じて納入していた。しかも、惣山年貢は豊田村と一括して賦課されているのである（「小」一四四四）。おそらくそうした関係から、梅村は山利用に関する訴訟のなかであえて前面に立たなかつたのではないだろうか。そのように考えば、上神谷一一ヶ村というまとまりで訴訟が行われたのも、あながち想像に難くない。

では、山領域をめぐる相論のなかで、上神谷一一ヶ村というまとまりが現れてくるということ何を意味しているのであろうか。上神谷一一ヶ村というまとまりは、いうまでもなく山領域を維持するための相互結合であろう。しかも、それは単に上神谷で共有する惣山のみを媒介に結びついていたのではない。各村の内山に関する訴訟に対しても、他村がまるで自村のことのように、論所を「立合山（＝惣山）」に仕立て上げて、その権益維持に奔走していることから考えれば、それは各村の内山維持のための結合でもあつたといいう。

そして、その協力は、訴訟という政治的行動のみにとどまらないかった。訴訟には、莫大な費用が必要であったわけであるが、その費用を豊田村・逆瀬川村・和田村・太平寺村・富蔵村・田中村の現庄屋と片蔵村の前庄屋が負担しているのである（「小」一四八八）。その出資のなかから、実際に訴状を認めるための紙代や与力衆・内衆など、訴訟関係者への「遣物」、絵師の食費、周辺地域への酒・

茶などの振る舞い、飛脚代など、訴訟を有利に進めるための出費が行われている。これは、元禄一四年（一七〇一）三月一〇日に作成された「二月廿日より京路銀覚」であつて、同年二月二〇日から三月六日までの出錢の記載であるが、それ以前も同じような形で費用を調達していたと考えられる。

このような訴訟の実態に鑑みると、上神谷というまとまりは、地域内に点在する山を維持するための政治的・経済的結集であつたと位置づけられよう。その結集は、日常的な再生産の単位としての村とは別次元に存在し、日常的にはさほど強く結びついているわけではないだろう。だが、ひとたび上神谷領外から山用益を阻害されるような事態に至つた時に、以前からの上神谷という結びつきが呼び出され、他領からの侵害を排除するという目的のもとに堅く結びつくのである。そして、その用益維持のための結集を維持させていたのが別宮八幡宮および多治速比売神社における祭礼であったといえよう。

小島道裕氏によれば、比較的広範囲で村々の連携がみられる状況を、生業をともにする村々が水利などの用益の共同利用を通じての連携、あるいは用益の共同利用を媒介に形成される祭祀圏を中心とした連携の結果として理解しようとしている（23）。上神谷の場合も、用益の共同利用の組織として、近世を通じて維持されていくものと考へられよう。

その点は、用水利用の観点からも同様のことがいえる。この地域は、ほとんどが溜池灌漑の地域である。その溜池は山間に築造されていたことからすれば、山の境が移動し、山の利用法が変わることで、溜池をめぐる環境も影響を受けることになり兼ねない。溜池灌漑は、溜池同士を水路でつないで、より低い土地を灌漑するような仕組みになつており、それは一つの村を越えて展開していた（絵図2）。また、その溜池 자체も、複数村落の「立合池」になつてゐるものもあつた。特に水不足が深刻な下条地域では、用水の確保が困

難であったようで、下条四ヶ村が上流の田中村の井戸を切り落とすという問題も発生していた（「小」五二七三）。用水を確保するためにも、山利用のあり方を維持することが求められたと想定できる。

以上のように、上神谷というまとまりを、山用益・用水用益を維持する枠組みとして捉えるという提起を試みた。その結合は、いわば山用益の侵害という非常時に際して高度な政治性をもつ組織として機能するようになるわけであるが、そうしたまとまりは日常的に用益維持組織の結集の場としての鎮守社での祭礼によつて継承されていく。だが、結集を維持する媒介はそれだけではなかつた。他領からの侵害に對しては団結する上神谷も、時には上神谷内部で用益をめぐる相論を展開する。それを解消し、上神谷というまとまりを維持するためにも必要とされたのが婚姻・養子関係であつた（表4）。婚姻は同村内で行われることが多いが、一方で上条・下条の各村や、上神谷領外の隣接村落とも密接に結びついていることがわかる。有縁の関係は、時に対立する二者を和解させる役割を果たす。上神谷内部、あるいは外部との関係を平和に収めるためにも、相互に婚姻・養子関係が結ばれると考えられよう。

おわりに

以上のように、本稿では上神谷という地域的枠組みとその内部にあつた各村の枠組みについて検討し、①中世においては上神谷は若松庄上条・下条という単位で政治的村落が形成されていたこと、②そのなかから戦国期頃から近世につながる村の領域・構造が作られつつあつたこと、③近世村は、そうした戦国期以降の動向を反映して、最終的に村として確立してくるものであつたこと、④だが村が確立した近世以降も、上神谷というまとまりは、山用益を維持する枠組みとして継承されていくこと、などを指摘した。甚だ煩雑な分

析となつたが、以上のような検討の結果、上神谷というまとまりと各村の組織・經營は、それぞれ別次元のものであるが、一方で相互補完的に存在していたものであつたと位置づけることができよう。各村の再生産を成り立てるためには、上神谷という範囲での用益維持を必要としたためである。

だが、本稿では解明できなかつた課題も残つた。それは、太閤検地で上神谷ではなく各集落を村として設定するに至つた当該地域の政治的な状況である。この問題を解明するには、各村の出入作の問題など、耕地利用のあり方を追究していく必要があるだろう。あるいは、戦国期以上神谷を代表するようになつていく小谷家の存在が密接に関係しているかも知れない。実際に、近世において、豊田村の飛地は各所にみられる。小谷家の存在が関係しているとすれば、今後は小谷家の経営状況も視野に入れて検討していくとなればならないだろう。すべて今後の課題として、本稿はここで擱筆したい。

註

- (1) 吉田ゆり子「兵農分離と地域社会の変容」（『兵農分離と地域社会』所収、校倉書房、二〇〇〇年）。以下、吉田氏の見解を引用する際は、この論文による。
- (2) 「奥野健一文書」（『堺市史』続編第四巻所収）。なお、以下『堺市史』続編第四巻は『堺』と略記する。
- (3) 国立国文学研究資料館史料館所蔵。その目録は、同史料館が発行した『史料館所蔵史料目録』第三六集にまとめられている。以下、「小谷家文書」を引用する際には、「小」と略して『史料館所蔵史料目録』の整理番号を併記することにする。なお、同史料館に所蔵されている「小谷家文書」は、寛永期に二家に分家した小谷家のうち、「西小谷家」と呼ばれる家に伝来した文書群である。
- (4) 三浦圭一「惣村の起源とその役割」（『中世民衆生活誌の研究』所収、思文閣出版、一九八一年、初出一九六七年）。

(5) 安良城盛昭『幕藩体制社会の成立と構造』(増訂第四版) (有斐閣、一九八六年、初版一九五九年) ほか。

(6) 鷺見等曜「徳川初期畿内村落構造の一考察」(『社会経済史学』五・六合併号、一九五八年)。以下、鷺見氏の見解はこれによる。

(7) 脇田修「近世村落構造とその展開」(『近世封建社会の経済構造』所収、御茶の水書房、一九六三年)。

(8) 朝尾直弘「初期村落の階級構成」(『朝尾直弘著作集第一卷 近世封建社会の基礎構造』所収、岩波書店、二〇〇三年、初出一九六七年)。

(9) 朝尾前掲註(8)著書および『堺市史』続編第一巻。

(10) 吉田前掲註(1)論文。

(11) 『堺宮座史料集(一一)』(『堺研究』第三号、一九六八年)。なお、この史料は、同史料集において「小谷家文書」とされているが、この史料を所蔵しているのは「東小谷家」であり、国立国文学研究資料館史料館所蔵の「小谷家文書」とは異なる。現在は、堺市博物館に寄託されている。

(12) ちなみに、吉田ゆり子氏は、上神谷の人々が「村」という概念を認識した時期を、「御頭次第」で「村」記載がみられるようになる元和年間に設定しているが、当然、人々にとって法的・政治的組織としての「村」が認識されていたか否かは、「村」という呼称がみられるかどうかのみによつて求められるわけではない。それは、村が設定されたといわれる近世以降も、必ず「村」という呼称が在地の史料に使われるわけではなく、「莊」や「郷」などと書かれる場合もあつたことによく示されている。現在に残存している史料はほんの一部であり、またそれでさえ当時の書き手の嗜好に規定されていることに十分注意しなければならないだろう。

(13) 海老澤衷『莊園公領制と中世村落』(校倉書房、二〇〇〇年)。

(14) 『中世近世移行期における土豪と村落に関する研究』(一〇〇一

～四年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1)研究成果報告書、研究代表者池上裕子、二〇〇五年)。

(15) 「関西大学所蔵分小谷家文書」。これは、国立国文学研究資料館に所蔵されている「小谷家文書」と同系統の文書群で、「和泉国大鳥郡上神谷豊田村小谷家文書目録解題」(『史料館所蔵史料目録』第三六集)によれば、西小谷家から放出された文書が二分されたものの一方であるといわれている。今回は、国立国文学研究資料館史料館が撮影したマイクロフィルムを利用した。なお、整理番号はP八〇〇九、一一二である。

(16) 小谷城郷土館の館長小谷寛氏および学芸員森村紀代氏には、二〇〇五年八月一八～一九日に現地調査を行つた際、同館所蔵の「中村結鎮御頭次第」や「福德寺座中記録」を閲覧させていただき、また上神谷および豊田村地域についてご教示いただいた。ここであらためてお礼を申し上げたい。

(17) 『内務省地理局における地図集積＝管理構造の復原的研究』(二〇〇二～三年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)研究成果報告書、研究代表者横山伊徳、二〇〇四年)。

(18) 『和泉国大鳥郡上神谷豊田村小谷家文書目録解題』(前掲註(15)によれば、上神谷の領主は、永禄年間には土佐氏、天正一三(一五八五)以降は加藤清正、文禄三年(一五九四)には岸和田城主小出秀政、元和五年(一六一九)～寛永一八年(一六四一)までは堺奉行支配下で根来盛重が代官、寛永一八年以降は堺奉行石河勝政管轄下、寛文一年(一六六一)には幕領直轄の時代が終わり、旗本渡辺吉綱知行地へと変遷する。そのなかで、梅村は元禄一年(一六八八)以降牧野成貞和領知となり、また和田村は寛文四年(一六六四)に水野元重領知、その後元禄年間には梅村と同じく牧野成貞領知となつたようである。

(19) 拙稿「駿河国獅子浜村の景観と土豪家－植松家と増田家を中心とした中世近世移行期における土豪と村落に関する研究」(一〇〇一

～) (池上裕子編『中近世移行期の土豪と村落』所収、岩田書院、

（一〇〇五年）。

(20) 拙稿「土豪の生態と大名・村落」（藤木久志・黒田基樹編『定本北条氏康』所収、高志書院、一〇〇四年）。

(21) 田村憲美「死亡の季節性からみた中世社会」（『日本中世村落形成史の研究』所収、校倉書房、一九九四年、初出一九八五・一九九二）。

(22) 山本隆志「勧農」（『莊園制の展開と地域社会』所収、刀水書房、一九九四年、初出一九七七年）。

(23) 小島道裕「地域的祭祀の起源と機能—守山市小津神社祭祀圈を事例に—」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第九八集、二〇〇三年）。

【表1】中村結鎮御頭次第(正平8年から万治3年まで)地名一覧

年代	豊田	根	片蔵	金室	富蔵	田中	烟	逆瀬川	不明
1353～1370	トヨタ		上村		富蔵	田中	コセ烟	サカせ河	長畠
1371～1380	觀音寺・辻				富蔵・ヒクラ	泉	烟	長畠	
1381～1390	多米・トヨタ・觀音寺・ジン				富蔵・ヒクラ		烟	富中	
1391～1400	觀音寺・辻	ト力	カマムロ		富蔵・ヒクラ		ハタ・烟	今林	
1401～1410	タメ・多米・大トシ・大年・トヨタ・ツシ	上村			富蔵・ヒクラ		ハタ・烟	富中・長畠・ヤクラシ	
1411～1420	イモリカイ・トヨタ・觀音寺・小川	上村	カマムロ・サクライ		富蔵・ヒクラ		サカセ河	長畠・ヤフノ	
1421～1430	觀音寺・トヨタ・多米・タメ	二尾	カマムロ		富蔵・ヒクラ		サカセ河	長畠・ヤフノ	
1431～1440	イモリカイ・大年・トヨタ・觀音寺・タメ	トガ			トヒクラ・富倉	田中	烟	逆瀬河	長畠・富中
1441～1450	大年・觀音寺・イモリカイ・トヨタ				トヒクラ・富倉		烟	サカセ河	富中・カクラシ
1451～1460	多米・トヨタ・イモリカイ・大年				カマムロ		トヒクラ	サカセ河・逆瀬川・サカ	長畠・カクラシ
1461～1470	觀音寺・イモリカイ・多米・池尻	長内	カタクラ		カマムロ		トヒクラ	サカセ河	九ノツホ
1471～1480	池シリ・タメ・イモリカイ・トヨ田		カマムロ		トヒクラ		ハタ	サカセ川	富中
1481～1490	イモリカイ・大年・タメ・池ノシリ		カマムロ		トヒクラ		ハタ	サカセ川	富中・九ノツホ・セノラ
1491～1500	多米・タメ・神田・イモリカイ・北ノラ・池シリ	長内・トカノ長内	カマムロ		トヒクラ・柳谷		ハタ	サカセ川	長畠
1501～1510	ラウトシ・池シリ・トヨ田池シリ・北尾・神田・タメ・池ノシリ・トヨタ北尾・トヨタ	長内	桜井	カマムロ・カマムロ東・金屋	トヒクラ・ミクラ・トヒク		ハタ	サカセ川・サカセ河	富中・イカキニ
1511～1520	多米・トヨタ・池シリ・トヨタ神田	長内	桜井・二尾・片倉		トヒクラ・柳谷		ハタ	サカセ河・サカセ川	長畠・カクラセ
1521～1530	タメ・中塙・池尻中・池ノ尻・神田・北ノ尾	長内	桜井・二尾	カマムロ・金屋	トヒクラ・柳谷		ハタ・ハタノ上	サカセ河・サカセ川	長畠
1531～1540	北ノ尾・神田・タメ・池ノシリ・豊田・西ノカイト・イモリカイ・ウチコヘ・小山	トカ	二尾・桜井	カマムロ	トヒクラ・柳谷		ハタ	サカセ川	
1541～1550	豊田池シリ・神田・イモリカイ・池ノ尾・小谷・小山	長内・トカ		カマムロ・カマムロノ東	柳谷		ハタ・ハタノ上	サカセ河・サカセ川	九ノツホ・クノグホ・子ツ
1551～1560	トヨタ・多米・池ノシリ・トヨタ池シリ・トヨタ・神田・打越	トカ		カマムロ	トヒクラ・ヤナキ谷・ヤナ		ハタ	サカセ川・サカセ川	九ノツホ
1561～1570	トヨタ・小谷・中ノ井・神田		桜井	かまムロ・カマムロ	イ谷・柳谷		ハタ	サカセ川	ハヤカリ・タチハナ
1571～1580	神田・中井・ウシロソワ・小谷・ケンノ・トヨタ・大下・ウチコエ		桜井	カマムロ	柳谷・トミ蔵		ハタ	サカセ川	ヒロ畠
1581～1590	トヨタ・小谷・中ノ井・神田				トヒクラ・ヤナキ谷・ヤナ		ハタ	サカセ川・サカセ川	子ノ・ねふと
1591～1600	トヨタ・小谷・中ノ井・神田		上村	カマムロ・カマ室	イ谷・柳谷		ハタ・烟	サカセ川・逆瀬川	
1601～1610	トヨタ・小谷・中ノ井・トヨタ・トヨタノ小谷		上村・桜井	カマムロ	柳谷・雪藏ぬくどう・ヤ		烟	さかせ川・さかせ河	子フト
1611～1620	神田・豊田		桜井		ナイヤニ		烟	さかせ川・逆瀬川	
1621～1630	豊田・神田・とよた大下・小谷・豊田村			金室	トヒクラ・やなき谷・ミクラ		引野	さかせ川・逆瀬川	ねふと
1631～1640	豊田・中井・豊田ノ小谷・中井・とよた・神田			金室	トヒクラ・やなき谷・ミクラ		烟村・烟	さかせ川	
1641～1650	神田・小谷・中井・豊田村			桜井・片蔵村桜井	金室・かまむろ		烟村・馬場・烟村・ひき	逆瀬川・さかせ川村・さかせ川	
1651～1660	いもりかい・小谷・中ノ井・神田・豊田村	桜井			金室・かまむろ		烟	逆瀬川村	
	神田				金室村		はた村・ひきの村	逆瀬川・逆瀬川村・さかせ川村	

※「御頭次第」の各年の頭役者名に付されている地名を、史料上の表記のまま載せている。
※地名表記のある部分に限って抜き出し、10年ごとに表している。
※斜体は近世の村名の下に小集落名が付くものを示す。

【表2】福徳寺座中記録(元和10年から元禄16年まで)

年月日	番子	座下り	つど入・つど入・正官	社入
元和10.8	(大上)庄五郎(仕当)／久三郎／鐵治屋次三郎／觀音寺(仕当)	いもりかい三歳／後そわ千松／小川藤二郎／にしがいとの久松／中井三歳／小川加右衛門／堂坂虎松	口口口石松	
寛永2.18			神田右左衛門／(東小谷)庄五郎長藏(5才?)	
寛永3.18	吉兵衛(仕頭)／大上庄五郎／久三郎／かちや勘右衛門	口口口石松(志々)／神田馬徳／宗二郎藏左	ノグ谷七郎／中ノ基七	
寛永4.18	大下太郎右衛門(志と)／にしがいと与十郎／大下次三郎／藤七	中藤五郎／中塗七	小川松石	
寛永5.18	(東小谷)左太夫(後登)／(左頭・5才)／いもりかい新六 茶屋清右衛門(仕頭・46才)／觀音寺(市右衛門力・41才)／かく次右衛門(36才)／中井与七郎／堂坂太一郎／大上清二郎(仕と)	酒屋宗五郎／西かいと与七右衛門	天下干シ／ひかし五郎／茶屋徳／中市松	
寛永6.18		ひがし長三郎／小川善七／小川基七／大下せん／中井基七／つか石千代	つか石／かぢ太郎／ひかし五郎／茶や徳	
寛永7.1.-	久左衛門(庄頭・50才)／甚左衛門／藤二郎／(中)藤五郎 (33才)／藤七	天下せん／つか石千代／ひかしそうさ／かち太郎	いせき市松／五明さん	
寛永8.1.-	大上庄五郎／茶や清左衛門(仕当)／大下忠三郎／にしがいと与十郎	大下せん／つか石千代／ひかしそうさ／かち太郎		
寛永9.1.-	いせき新左衛門(仕と)／くわんおし平右衛門／かく次右衛門 (38才)／勘右衛門	いせき市松／五明三／ひかし五郎／元ニ郎	(東小谷)左太夫六／大下仙咸	
寛永10.1.-	与介(但69才・仕と)／中藤五郎(36才)／つか／にしがいと与十郎／いもりかい七／藤七	ひかし千代／神田徳	くわんおんじ鶴／覚成・大郎	
寛永11.1.8	茶や清右衛門(5才)／いせき新左衛門／小川長三郎／小川少三郎／いもりかい与十郎／いもりかい新六	ひかし千代／(東小谷)左太夫六		
寛永11.18	大下／大三郎(仕当)／つか(仕当)／神田長二郎(27才)	神田とく	くわんおんじ鶴／覚成・太郎／神田南ノとく／大下仁蔵(9才)	かちや三歳／おわせ大郎
寛永13.1.-	(東小谷)左太夫(政慶)／(仕頭・55才)／与次郎(仕頭)／宮三郎／少三郎／(神田)三十郎(27才)／彦十郎	大あせ大郎／かち三歳	大下太郎右衛門子五郎／藤七	
寛永14.1.8	藤太郎衛門(志と)／左藤五郎／中太夫／大上二郎左衛門(31才)／六左衛門	かつ／ひかし基五郎／五郎	神田三四郎／神田長綱	
寛永15.1.8	清右衛門(志と)／墨右衛門(志と)／(井森)九兵衛(38才)／甚	いせき藤九郎	かくり口ほし大郎／田中三歳／かちや三歳	中たへ
寛永16.1.8	中ノ与七郎(仕頭)／藤左衛門(仕頭・31才)／藤兵／ おわせ宗左衛門(志と)／(井森)九兵衛(志と・40)／宇左衛門	かちや三歳／くわんおんし大作／おわせ大郎	くわんおんしさく長松／神田二郎(8才)	
寛永17.1.1-	西かいと・大左衛門／ひかし庄二郎 兵衛(志と・41才)／仁兵衛／(小川)藤兵衛(33才)／(神田)長二郎(34才)	かちや三歳／くわんおんし大作／おわせ大郎		
寛永19.1.8	藤右衛門(志と)／新左衛門(志と・56才)／元九郎／つか 瀬五郎(37才)	中藤十郎(17才)／おわせ大郎／西かいと長松 ／大下仁蔵(18才)	大上久二郎(但村入・27才)／いせき藏三(但村入)	
寛永20.1.8	大上久二郎(志と)／宗左衛門(志と)／(小川)藤兵衛(志と) 甚兵衛／たうさか大三右衛門			
正保1.1.8	ひいはら久次郎(志と)／善七(志と)／神田勘十郎(32才)／ ひかし長三郎(28才)	忠兵衛かつ／いせきの与十郎／大上久二郎 (28)	(井森)九兵衛／三九郎(村入・17才)	
正保2.1.8	小川藤兵衛(仕頭・36才)／天下市左衛門(仕頭・20才?)			
正保3.1.8	いもりかい(藤右衛門(仕と)／神田忠右衛門／道坂与三右衛門(40才)／つか源五郎(41才)／加九郎(仕頭・あまり)		神田ノ大郎(12才)／茶や四郎右衛門子三六／いもりかい六右衛門子大郎／作／いもりかい甚左衛門子三六／いもりかい六右衛門子大郎	
正保(4.1.-)	か九郎(志と)／光右衛門口善右衛門(仕と)		神田天郎(來・13才)／中屋三六(どうへ)／ちや屋吉(どうへ)／(いもりかい)六郎右衛門子大郎(來・どうへ)／五明七／藤二郎(どうへ)／小川彦左衛門二藏(來)／にしがいと与三兵衛二郎(來)／つか源五郎石千代(來)／いせき新左衛門六(來)	
慶安1.1.-	忠左衛門(仕と)／(西小谷)治太夫(正信)(仕と・30才)	にしがいと二郎／新左衛門子／小川彦左衛門	くわんおんし与作子(さけ)	
慶安2.1.-	二郎右衛門子(仕と)／与三兵衛子(仕と)／九大夫子／つか石千代(香斗あまり)	子二歳／神田大郎(14才)／堂坂五郎作	ひかし加右衛門子松石	

年月日	著者	座下り	つと入・つど入・正官	村入
慶安3. -	天下豈兵衛(仕ど)／いせき藤五郎(仕ど)／ちゃや清二郎／くわんおんし写作(30才)	基左衛門三六／藤二郎衛門天郎／九兵へ三九郎(座下りぶさん)		
慶安4.1.8	二郎右衛門(仕ど)／藤右衛門(仕ど)／(大上)二郎左衛門(45才)／利兵衛／長三郎(32才)	六右衛門太郎	九太夫太郎吉(仕ど入酒)	つか二郎衛門子大蔵／にしかいと治右衛門吉(明年正月八日)／にしかいと藤右衛門子石松／にしかいと二郎左衛門子つと／にしかいと忠兵へ太郎
承応1.1.8	大上善右衛門(仕ど)／二郎衛門子六蔵(仕ど)／忠兵へ子大郎(酒)／藤左衛門子まつ(酒)／二郎左衛門子仕と(酒)	次右衛門吉(酒)		
承応2.1.8	(小川)清二郎(酒)／庄九郎(酒)／にしかしと与三兵衛(仕ど)／ちや清二郎(仕ど)／五明惣一郎(酒)	小川三蔵(酒・19才)／にしかしと二郎(酒)／藤右衛門大郎(村人・但若子・同仕)／右衛門大郎	藤左衛門大郎(仕ど入)	天下豈兵衛子三藏(但村入酒)／神田忠左衛門子き九(同村入酒)／いもり六右衛門子三蔵(同村入酒)／長三郎子太郎(酒)／彦兵へ子二郎(酒)
承応3.1.8	与作子(支頭・酒)／井森九兵へ(支頭)／与十郎(支頭)	藤左衛門子助一(酒)		
明暦1.1.8	(小川)藤兵衛(支頭・47才)／二郎左衛門(支頭)	ちや長二郎(酒)／うろそわ石まつ(酒)		
明暦2.1.8	甚兵衛(支頭)／理兵衛(支頭)／善右衛門(酒)／藤五郎(酒)／(西)小谷太郎助(酒)／大上善右衛門(酒)	喜兵へ子市蔵(酒)／作右衛門石渡(酒)	九太夫太郎吉(仕ど入酒)	小谷太郎介／小谷太郎吉
万治1.1.8	忠左衛門(酒)／(中)藤十郎(酒・33才)／(織治屋?)勧七(酒)／清左衛門(酒)			
万治2.1.8	仁兵衛子千代(仕頭)／加右衛門子権兵衛(仕頭)／庄九郎(酒)／子三蔵(酒)／源七子二郎介(酒)／善右衛門子石(酒)／角右衛門子権四郎(酒)	忠左衛門子菊(酒)		
万治3.1.8	三四郎子(仕頭)／角右衛門子(仕頭)／(西)小谷治太夫(正信)／部右衛門(酒)／(西)小谷治太郎(55才)		加右衛門子権兵へ(仕ど入酒)	与三右衛門子ハ蔵
寛文1.1.8	御明清右衛門(仕頭)／与三右衛門子ハ蔵(仕頭)	久左衛門太郎(酒)／甚兵衛三五郎(酒)／仁兵衛子代(酒)／加右衛門権兵衛(酒)／小谷太郎介(酒)	与三右衛門子ハ蔵(仕ど入)	
寛文2.1.8	(西)小谷治太夫(正信)／(西)藤十郎(酒・37才)／庄九郎(酒)／(御明)吉兵衛(酒)／かく長二郎(酒あまい)／道坂与一郎(酒あまい)／いもり太兵衛(酒)／大下孫兵衛(酒)			
寛文3.1.8	茶や孫兵衛(仕頭)／天下太郎右衛門(仕頭・58才)／いせき(西)小谷次太夫(政信)／(仕頭・46才)／くわおし市左衛門(仕頭)／かく長二郎(仕頭・酒)／ひかい権右衛門(酒)	小谷太郎吉(酒)		
寛文4.1.8	神田忠左衛門(仕頭)／觀音寺市左衛門(仕頭)／親郎(酒・はあまい)／堂坂与一郎(酒・但米作分)／源七(酒)／中藤十郎(酒・40才)	神田忠左衛門子三(御つと入酒)／觀音寺市左衛門子鶴龜(御つと入酒)		
寛文5.1.8	(西)小谷次太夫(正信)／(仕頭・46才)／くわおし市左衛門(仕頭)／かく長二郎(仕頭)／太兵衛(酒)／長二郎(酒)	角右衛門太郎吉(仕入酒)／庄九郎太郎作(仕入酒)／三四郎市蔵(仕入酒)／藤兵衛お勝(つと入酒)	与三右衛門子太吉／おわせ庄九郎子太郎次郎	
寛文6.1.8	にしかしと与次右衛門(仕頭)／小谷平右衛門(仕頭)	小谷平右衛門(仕頭入酒)		
寛文7.1.8	嘗或次左衛門(仕頭)／觀音寺六兵衛(仕頭)／小川藤右衛門(酒)／神田源重郎(酒)／いもりかい清三郎(酒)／藤右衛門(仕頭)	神田虎市(つと入酒)		
寛文8.1.8	大上善右衛門(仕頭)／中村口右衛門(仕頭)／いもり助七(さけ)／(井)ひかく権右衛門(さけ)／道坂七左衛門(さけ)	中井久太郎(つと入酒)／小川吉兵衛(つと入さけ)／五明すて(つと入さけ)		
寛文9.1.8	中井理右衛門子(志とさけ)／にしかしと善二郎子(志と)	小谷四郎(御つと入酒)		
寛文10.1.8	喜右衛門(志と)／藤右衛門(志と)／七左衛門(酒)／藤左衛門(酒)／勤七(酒)	正官勘七／正官善次郎／正官清二郎／正官加兵衛	正官勘七／正官善次郎／正官清二郎／正官加兵衛	
寛文11.1.8	弥三兵衛／次左衛門／吉兵衛			長九郎
寛文12.1.8	理右衛門子長次郎(志と)／つか庄五郎子太郎(志と)／彦右衛門子三藏(さけ)	小川吉兵衛(酒)／吉太夫(酒)／くわんの寺市十郎(酒)／神田長二郎(酒)	助三兵衛子三太郎(つと入酒)	
寛文13.1.8				

年月日	著子	座下り	つど入・つど入・正官	社入
延宝1.18	太兵衛子坊主(志と)／太兵衛子喜太夫			
延宝3.18	喜右衛門(仕頭)／善次郎(仕頭)			
延宝4.18	源十郎子龜末(仕頭)／つか庄五郎子吉(仕頭)	太兵衛子太郎(酒)／いせき新右衛門子長二郎(酒)／大右衛門子吉松(酒)／善右衛門子石(酒)／清左衛門子六藏(酒)	太郎右衛門子吉松(酒)／清左衛門子六藏(酒)／善右衛門子四郎(酒)	太郎右衛門子吉松(酒)／太兵衛子太郎(酒)／喜右衛門子太郎市(来巳ノ正月八日酒)
延宝5.18	彦左衛門子吉松(仕頭・是ハはしり也)／作左衛門子市松(仕頭)／吉兵衛子市松(酒)	松右衛門子太郎(酒)／与左衛門子四郎(兵衛)	五明吉兵衛子市(村入・つど入・来午ノ正月八日酒)／くわんおんし善右衛門子石(同)／次左衛門子次郎(酒)	五明吉兵衛子市(村入・つど入・来午ノ正月八日酒)／くわんおんし善右衛門子石(同)／次左衛門子次郎(酒)
延宝7.18	忠左衛門子七蔵(仕頭)／平右衛門子四郎(仕頭)／仁兵衛子三太郎(酒)／次郎兵衛子六(酒)	ツカ庄九郎(酒)／かぢ長九郎(酒)／五明吉兵衛子(酒)／報音寺藤左衛門子(酒)／角ノ次左衛門(酒)	ツカ庄九郎(酒)／かぢ長九郎(酒)／五明吉兵衛子(酒)／報音寺藤左衛門子(酒)／角ノ次左衛門(酒)	ツカ庄九郎(酒)／かぢ長九郎(酒)／五明吉兵衛子(酒)／報音寺藤左衛門子(酒)／角ノ次左衛門(酒)
延宝8.18	衛子(ツ)松(酒)／九左衛門子三(仕頭)／長九郎子太郎市(酒)	(小谷)吉太夫(酒)	与次右衛門(ツト入酒)／喜右衛門(ツト入酒)／藤左衛門(ツト入酒)	与次右衛門(ツト入酒)／喜右衛門(ツト入酒)／藤左衛門(ツト入酒)
天和1.18	久左衛門(仕頭かん)	角右衛門子伝利右衛門(仕頭)／加左衛門子長九郎(酒)／七右衛門子半右衛郎(酒)／喜八郎(酒)／清右衛門子半右衛郎(酒)／太郎右衛門子清二郎(酒)／重右衛門子庄太夫(酒)	利右衛門子三太郎(酒)／次郎兵衛子作蔵(酒)／勘七子(酒)／忠右衛門子(酒)／与左衛門子(酒)／与兵衛子藤十郎(酒)	利右衛門子三太郎(酒)／次郎兵衛子作蔵(酒)／勘七子(酒)／忠右衛門子(酒)／与左衛門子(酒)／与兵衛子藤十郎(酒)
天和3.18	大上次郎左衛門(仕頭かん)／かぢ長九郎(仕頭かん)／喜八郎(酒)／藤重郎(酒)／茶や清三郎(酒)／大上善吉(酒)			
天和3.18	松右衛門子(酒)／藤重郎(酒)／茶や清三郎(酒)／大上善吉(酒)			
天和3.18	松右衛門子(酒)／わせ四郎(兵衛)(酒)／道坂左兵衛(酒)／七蔵(酒)／ひかじ長三郎(酒)／かく与次兵衛(酒)／茶や三吉(さか)			
貞享1.18	久左衛門子(仕頭かん)／いもり仁兵衛子(村入・仕頭かん)／次郎兵衛子(五郎介)(酒)／庄太夫子太助(酒)／仁兵衛子(酒)			
貞享1.18	次郎兵衛子(五郎介)(酒)／庄太夫子太助(酒)／仁兵衛子(酒)／吉兵へ子三十郎(酒)／くわんの寺臺三郎(酒)			
平右衛門子(仕頭かん)／利右衛門子(仕頭かん)／七左衛門子(酒)／作左衛門子(酒)	与左衛門子(酒)／仁兵衛子(酒)／伊兵衛子(酒)			
貞享2.11.8	子(酒)／七左衛門子(酒)／作左衛門子(酒)	(酒)		
貞享3.18	藤二郎衛門子(仕頭かん)／九左衛門子(仕頭かん)／伊兵衛子(酒)／衛門子(酒)／おわせ四郎(兵衛)(酒)	神田吉三郎／藤二郎右衛門子(酒)／平右衛門子(酒)		
貞享4.18	七左衛門子(酒)／おわせ四郎(兵衛)(酒)／太郎左衛門子(酒)／左兵衛子(酒)	利右衛門子(酒)		
元禄1.18	加兵衛子(座入・仕頭かん)／与三右衛門(座入・仕頭かん)／利右衛門子(酒)／太郎左衛門子(酒)／善吉子(酒)	庄太夫(酒)／太兵衛子(酒)／善右衛門子(酒)		
元禄2.1.8	吉太夫(仕頭かん)／与三右衛門子(仕頭かん)／四郎太夫子(酒)／与三右衛門子(酒)	左兵衛(酒)		
元禄3.1.8	七左衛門子(仕頭かん)／甚右衛門子五郎(仕頭かん)	善四郎(酒)／長三郎(酒)／喜三郎(酒)／出助(酒)	善左衛門子(酒)／彦右衛門子(酒)	作左衛門子(酒)／六兵衛子(酒)
元禄4.1.8	次郎左衛門子(仕頭かん)／三郎右衛門子(仕頭かん)／与左衛門子(酒)／庄太夫子(酒)	庄三郎(酒)／文次郎(酒)／喜三郎(酒)／惣次(酒)／藤五郎(酒)		
元禄5.1.8	加兵衛子(酒)／九郎兵衛子(仕頭かん)／善右衛門子(酒)／伝兵衛子(酒)／左衛門子(酒)／太郎(酒)			
元禄6.1.8	加左衛門子(仕頭かん)／平兵衛子(仕頭かん)／徳兵衛子(酒)／半助(酒)／半三郎(酒)	伝兵衛(酒)／七郎左衛門(酒)／市郎兵衛(酒)	七左衛門子／久左衛門子／加右衛門子／庄太夫子／次郎左衛門子	七左衛門子／久左衛門子／加右衛門子／庄太夫子／次郎左衛門子
元禄7.1.8	六兵衛子(仕頭かん)／藤兵衛子(仕頭かん)／与次兵衛子(酒)／仁蔵(酒)／久太郎(酒)／左吉(酒)／太郎市			
元禄8.1.8	大下善右衛門子(仕頭かん)／報音寺平兵衛子(かい)／(酒)／加右衛門子(酒)	中井太郎助(酒)／北尾長友郎(酒)／中尾善四郎(酒)／東長三郎(酒)		大野猪之助(酒)
元禄9.1.8	善右衛門子(仕頭かん)／加兵衛子(仕頭かん)／長三郎子(酒)／(裏)合(酒)／六兵衛子(仕頭かん)／忠左衛門子(酒)／藤岳衛子(酒)／重助(酒)	惣次郎(酒)／藤五郎(酒)／市郎兵衛(酒)		
元禄10.1.8	伝右衛門子(仕頭かん)／忠左衛門子(酒)／半助(酒)／七郎左衛門(酒)			

年月日	妻子	座下り	つび入・つび入・正官	柱入
元禄11.1.8	庄太夫子(仕頭かん)／清兵衛子(仕頭かん)／作左衛門(さ け)／平兵衛子(さけ)	半三郎(酒)	長兵衛子大藏(酒)／甚右衛門子虎(酒)	
元禄12.1.8	惣次郎子(仕頭かん)／与三右衛門子(酒)／仁兵衛子(仕頭 かん)	加左衛門子(酒)／久太郎(酒)／庄太夫子(酒) ／与三右衛門子(酒)		
元禄13.1.8	長兵衛子(かん)／忠兵衛子(かん)	善右衛門子(酒)／惣次郎(酒)／甚右衛門子 (酒)／重助(酒)／伊之助(酒)		
元禄14.1.8	清兵衛子(かん)／忠左衛門子(かん)	井森五郎助(酒)／半三郎(さけ)／作次郎(さけ) ／長太郎(さけ)	次郎左衛門子(酒)	
元禄15.1.8	与次兵衛子(かん)／長三郎子(かん)	善右衛門(さけ)／長兵衛子(さけ)／小谷重助 (さけ)／甚右衛門(さけ)	与惣右衛門子(酒)→「右与惣右衛門子分二して弟左次兵衛 子を村入いたさせ申二付座中金議之上ニ而座ノ入証ニ米五 斗」	
元禄16.1.8	加右衛門子(かん)／喜三郎子(かん)／徳兵衛子(かん)／甚 三郎子(酒)		吉太夫子十二郎(酒)／三郎右衛門子太郎市(酒)／伝右衛 門子三太郎(酒)／(小谷)左太夫子伝之介／与次兵衛子太 郎吉／藤兵衛子千之介	

※太字は、寛永21年「家数人數帳」に名前が確認できる者。

※太字・斜体は、小谷家(西小谷・東小谷)を示す。
※()内は、「座中記録」にみえる表記、および寛永21年「家数人數帳」からわかる年齢を示す。

【表3】寛永21年「家數人數帳」(「小」1001)・同年「物成帳」(「小」1633)・慶安5年「五人組帳」(「小」1122)一覽表(持高順)

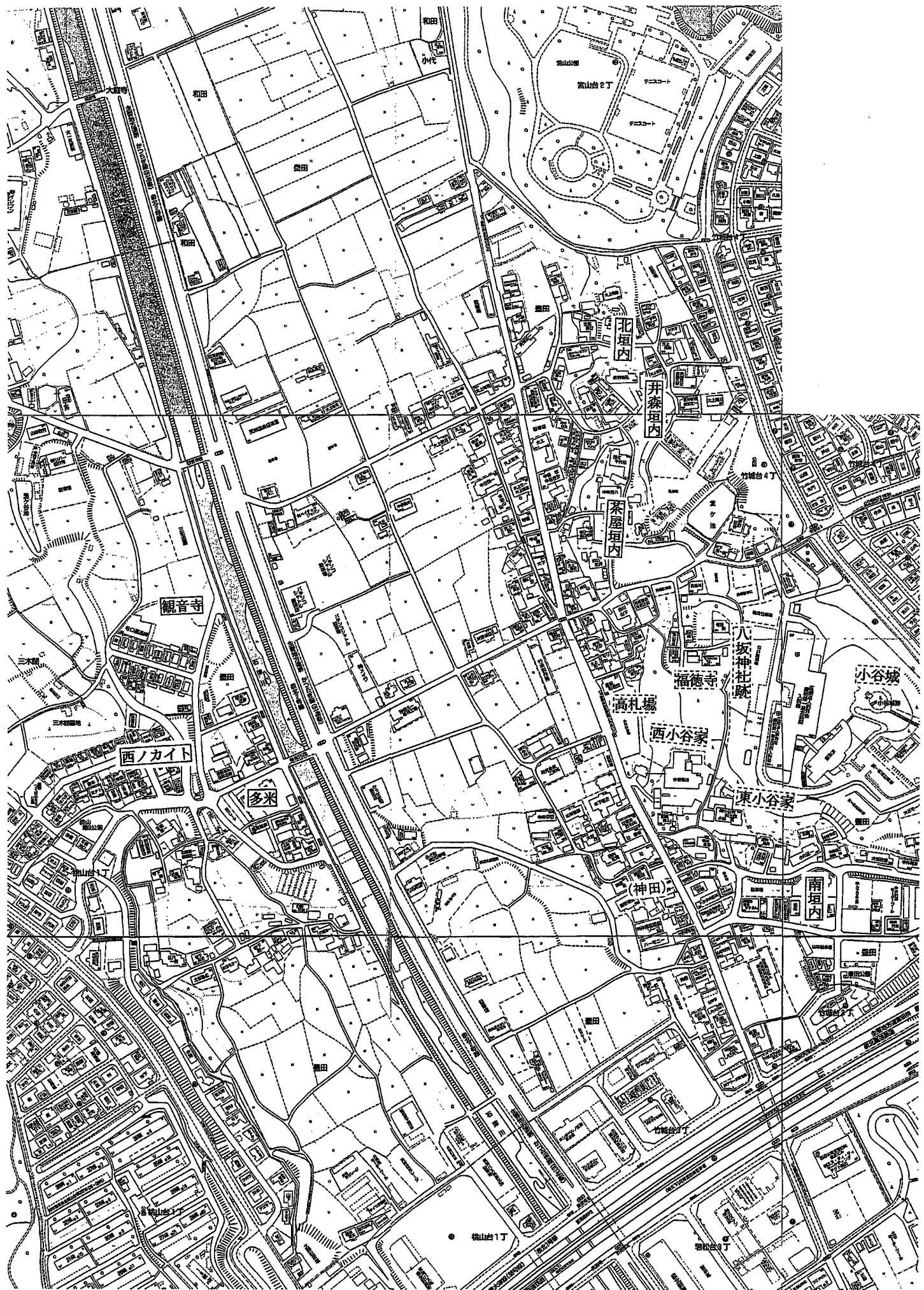
※寛永期部分は、「帳中記録」に記載がみえる。寛永21年家数人數帳名前から名請人が替わった場合、あるいは持高と物成高の額が若干違う場合を示す。※「慶安5年五人組帳」のところの○は組頭、●は元和8年「五人組別請状控」(小山293)の組親を示す。

【表4】元禄7年「宗旨御改帳」(小)1157 縁組先一覧表

	村名	嫁入	嫁先	養子先	養子元	奉公先	奉公元	下男・女先	下男・女元	合計
上 神 谷 上 条	豊田村	56	/	2	0	0	0	0	0	58
	片蔵村	4	0	0	0	0	0	0	0	4
	逆瀬川村	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	富蔵村	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	田中村	2	0	0	0	1	0	0	0	3
	梅村	6	0	0	0	0	0	0	0	6
	畠村	4	0	0	0	0	0	0	0	4
	三木閉新田村	2	2	2	0	0	0	0	0	6
上条計		77	2	4	0	1	0	0	0	84
上 神 谷 下 条	小代村	7	0	0	0	2	0	0	0	9
	和田村	2	0	0	1	0	0	0	0	3
	大庭寺村	3	0	0	0	1	0	0	0	4
	太平寺村	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	深田村	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	下条計	14	0	0	2	3	0	0	0	19
	上神谷計	91	2	4	2	4	0	0	0	103
	万田村	1	0	0	0	0	0	0	0	1
近 隣 村 落	深坂村	5	0	0	0	1	0	0	0	6
	上村	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	伏尾村	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	大森村	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	檜尾村	6	1	0	0	0	0	0	0	7
	野々井村	5	0	0	0	1	0	0	0	6
	上之村	3	1	0	0	0	0	0	0	4
	上代村	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	田園村	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	陶器北村	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	河内国下里村	1	0	0	0	0	0	1	0	2
	高藏門前	2	0	0	0	0	0	0	0	2
	鉢峯門前	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	近隣村落計	29	4	0	0	2	0	1	0	36
その 他	和泉国その他	6	0	0	0	2	0	1	1	10
	河内国その他	2	1	0	0	0	0	0	0	3
	堺	0	2	2	0	0	0	0	0	4
	大坂	1	0	1	0	0	0	0	0	2
	他国	1	0	0	0	1	0	0	0	2
	その他合計	10	3	3	0	3	0	1	1	21
	総計	130	9	7	2	9	0	2	1	160

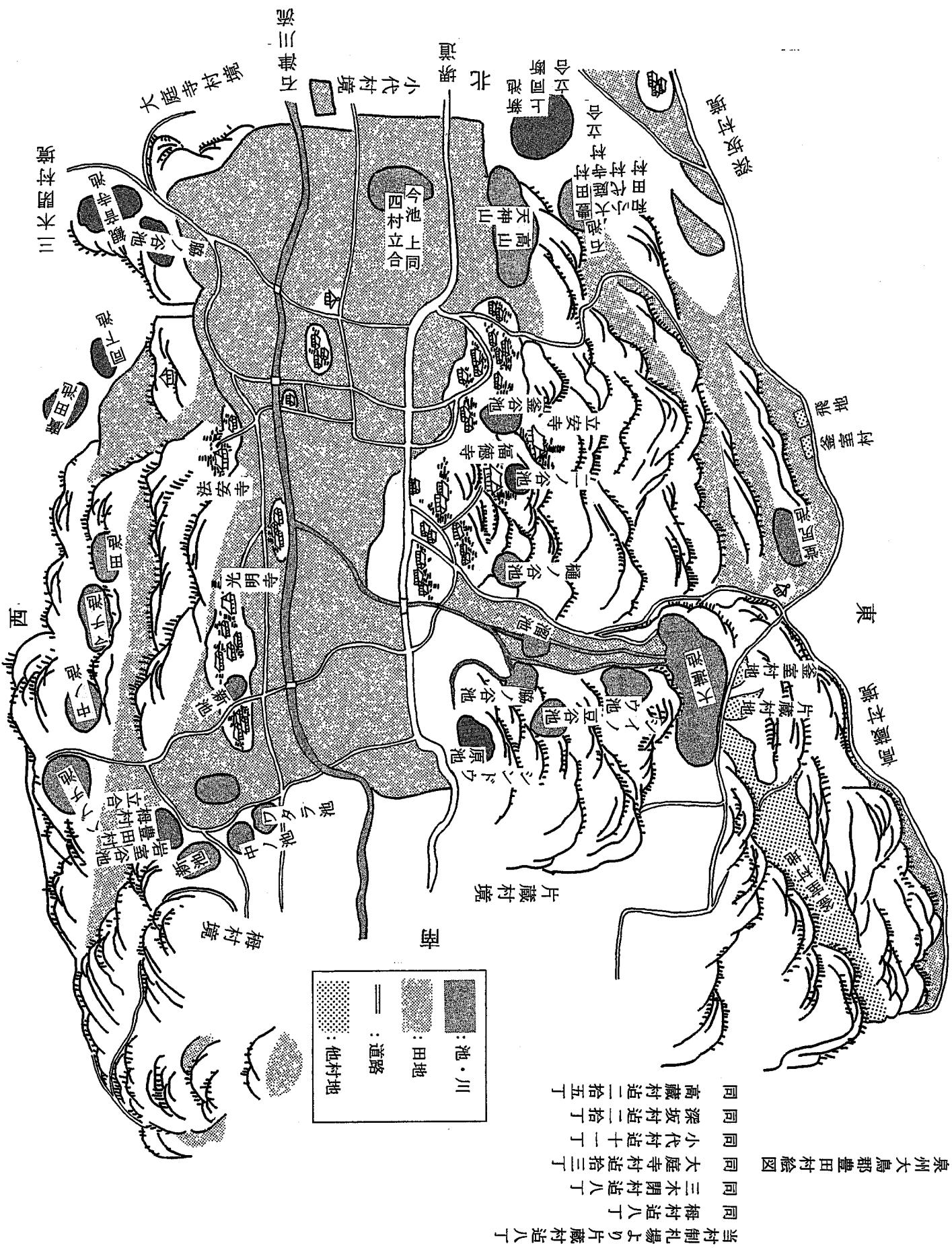


【地図1】上神谷周辺地図 〔正式二万分一地形図集成 関西〕(柏書房)「信太山」「狹山」より作製)

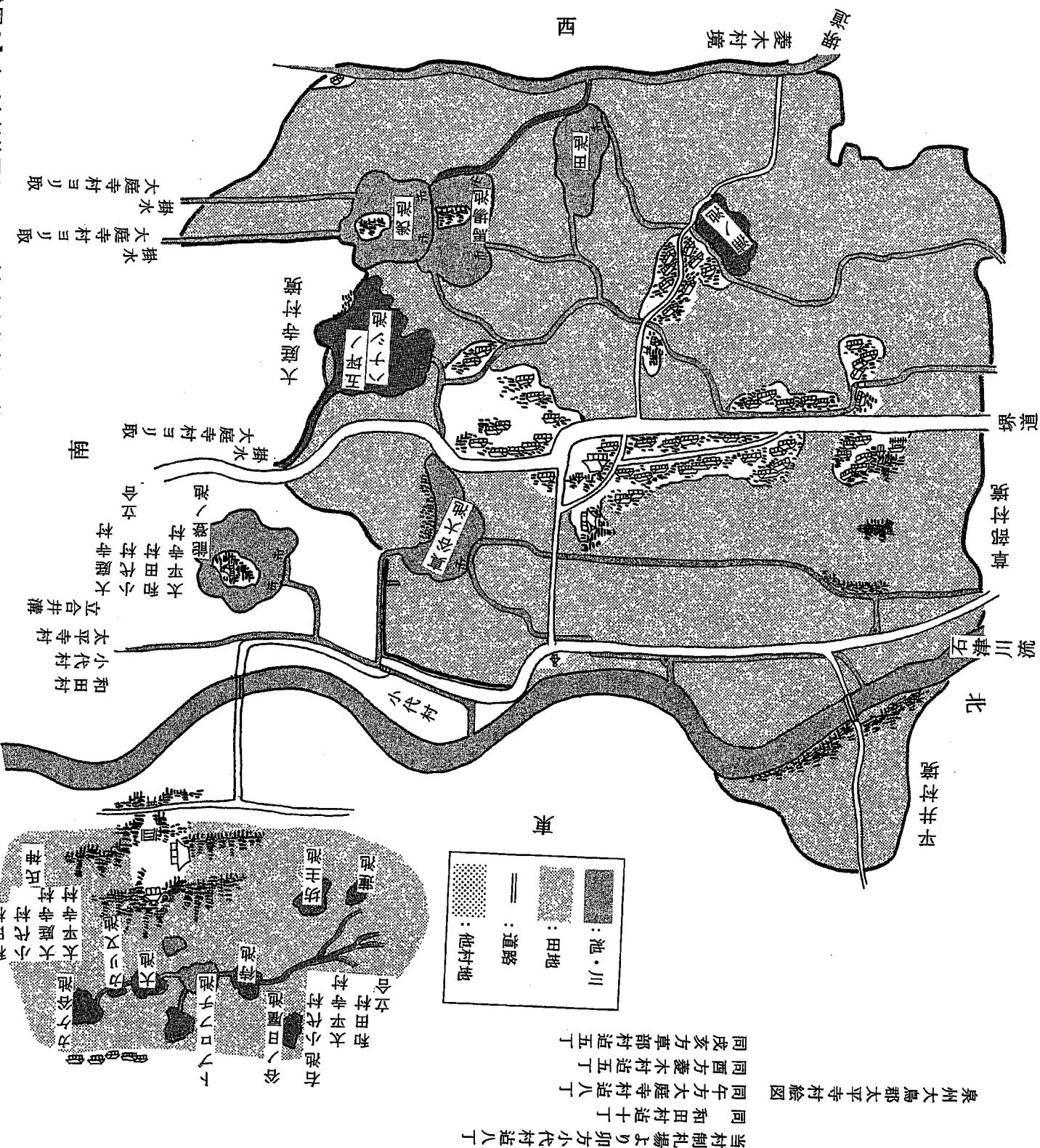


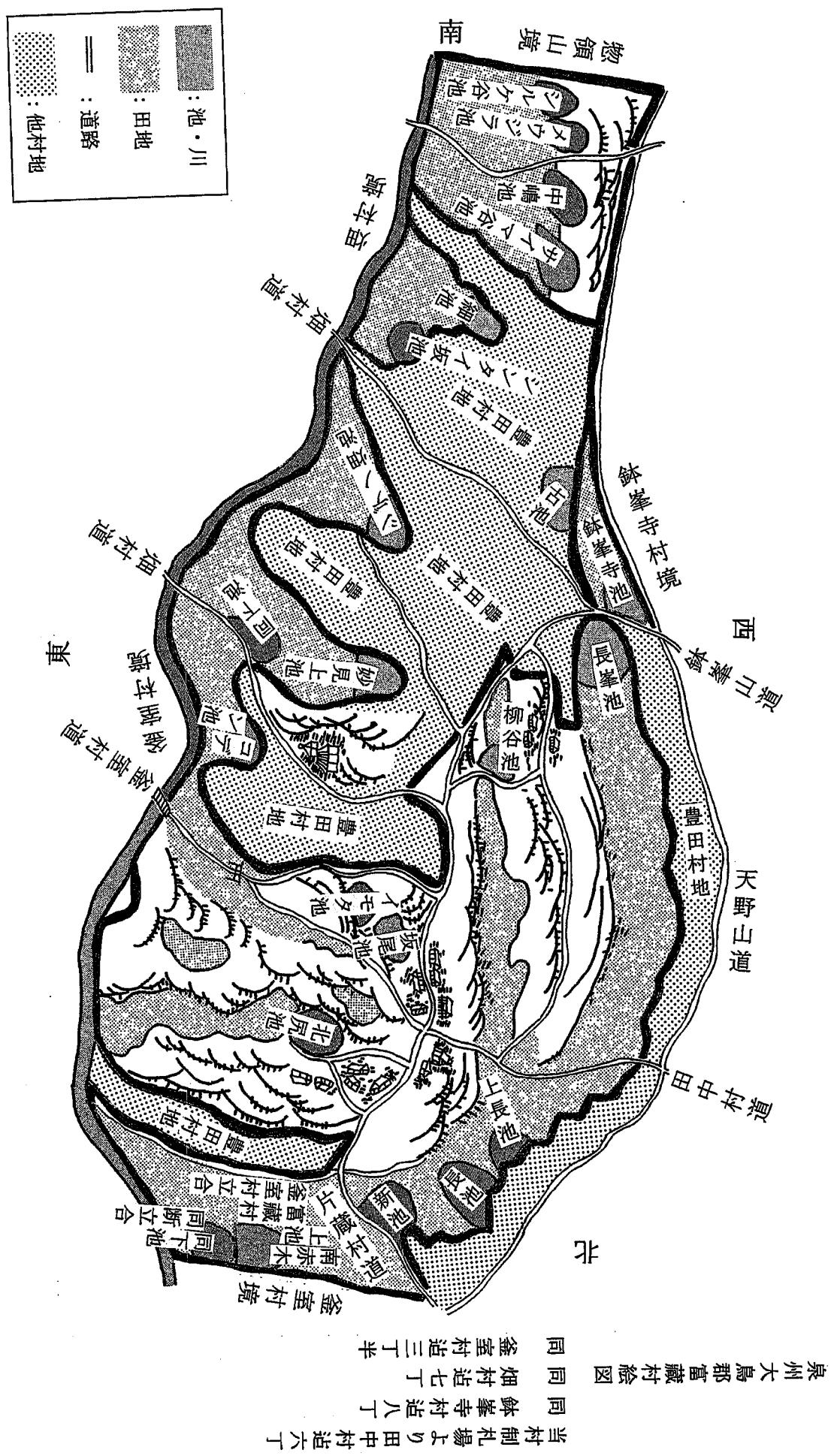
【地図2】豊田村住宅地図（ゼンリン住宅地図より作製）

【絵図1】豊田村絵図トレース（東京大学史料編纂所所蔵「内務省引継地図」より作製）



【絵図2】太平寺村絵図トレイス（東京大学史料編纂所所蔵「内務省引継地図」より作製）





【絵図3】富蔵村絵図トレース（東京大学史料編纂所所蔵「内務省引継地図」より作製）